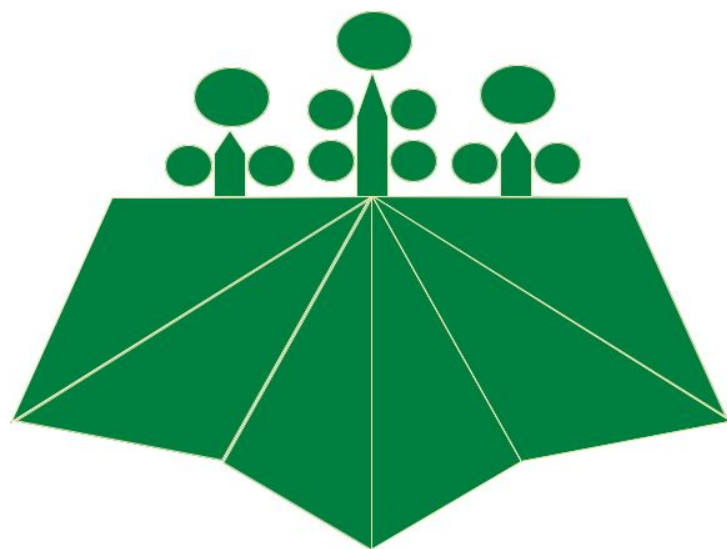


第四次 三島町振興計画

2011～2020年

住みたい、住み続けたいふるさと
(桐 源 郷) を 創 る

—どこにでもある ここにしかないふるさと—



～福島県大沼郡三島町～



三島町長 齋藤茂樹

第四次「三島町振興計画」にあたり最も重視したことは、昨年 10 月に行われた国勢調査の結果です。人口総数 1,926 人、減少率 14.4%はふるさと運動を始める前の昭和 45 年時の 17.2%に次ぐ高い数値となりました。

近年の光ファイバーを活用した情報通信事業、木質バイオマス事業や炭化実験、町村合併は実現しませんでした。奥会津振興センターを立ち上げて本格的な広域連携への取り組みなど、少子高齢化対策を着々と進めていた時期だけに大変残念な思いをしております。

平成 23 年度からは 6 年間に渡る過疎計画ソフト事業を活用した若者定住対策、美しい地区づくりを 2 本柱に掲げ、実現のために、庁内の機構改革を始めとする推進体制を整備し、改めるべきものや見直しを徹底するよう心がけました。

また、職員の会議はもちろんのこと、審議会 3 回、議会全員協議会 3 回の活発な議論を経て編成を行い、町民が安全で安心に楽しく暮らせる理想郷を、わが町の特産である会津桐の花が咲く景観になぞらえました。

計画の策定にあたりまして、町民の皆様のご協力に深く感謝を申し上げ、今後も町民が主体的に参加するまちづくりを推進していきます。



三島議会議長 角田 伊一

未曾有の東日本大震災を目の当たりに体験し、その教訓を盛り込むかたちで計画された第四次の「三島町振興計画」は、従来とは異なった視点で町の将来を見据えたものと高く評価しております。

この計画は町行政が計画立案し、議会が数次にわたり詳細検討したすえ成文化されたものです。言うまでもなく議会は町民の代表機関であり、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために尽力しており、特に地方分権の時代を迎えて町の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は本来の使命を駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有しております。

そのため開かれた議会を目指し、町民に信頼され、存在感のある議会にするべく努力を重ねておりますが、さらに議員の自己研鑽と資質の向上、公正性をはかり、議会活動を支える体制の整備を進めるため、議会基本条例の制定を検討する必要があると思われます。

この計画は町の十年後を想定しての内容ではありますが、変転する社会情勢に即応して、三年ごと、五年ごとに見直すことになっており、町民、議会、町行政が協働して、豊かな三島町づくりを推進しなければならないと考えております。

三島町の町章 昭和 40 年 11 月 3 日制定

三島町のミシマを図案化し、
3 文字を組み合わせること
によって町民の団結を表し、
円は和を、鋭角的な図案は
躍進を意味しています。



三島町の木・花・鳥 昭和 54 年 10 月 21 日制定



木

キリ



花

オオヤマザクラ



鳥

ヤマガラ

三島町町民憲章 昭和 60 年 10 月 1 日制定

わたくしたちは、美しい自然と厳しい風雪のなかで培われてきた伝統の上に、
新しい時代に向かって生きていくしるべとして、ここに町民憲章を定めます。

- 1、かけがえのない自然を愛し 恵みあふれる美しい町をつくりましょう
- 1、ふるさとの歴史を重んじ 文化の薫り高い夢ある町をつくりましょう
- 1、何事も進んで学び ころ豊かな和のある町をつくりましょう
- 1、規則を守り 心身をきたえ健康で明るい町をつくりましょう
- 1、働くことに喜びと誇りを持ち 希望に満ちた活力ある町をつくりましょう

三島町まちづくり基本条例 平成 18 年 4 月 1 日施行

(前 文)

私たちのまち三島町は、美しく厳しい自然環境の中であって、町を愛する多くの先人の労苦と英知に支えられながら固有の文化と歴史を培ってきました。その文化や歴史の底流に流れる精神は、時代を先取りする「進取の気風」であり、今後も、この歴史風土を守り育てることが大切であります。

町民一人ひとりが自ら考え、行動することが「自治」の基本であり、このことは 町民主役のまちづくりの実現にとっては大切なことであります。

まちづくりは、子どもから高齢者まですべての町民が、相互に理解・協力し「協働」を基本とし、町民の豊かな創造性や経験がまちづくりに生かされることが必要であります。

そのためには、町民や議会、そして町との情報の共有が大切であると考えます。町民・議会・町がそれぞれの役割を自覚し、協働のまちづくりを進め、町民が、日常の生活の中でよここびを感じることできるまちをつくるため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、まちづくりに関する基本的な事項や、町民や議会及び町が果たすべき役割などを明らかにし、分権社会に対応した地方自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) まちづくり 三島町の豊かな社会をつくるために、町民や議会及び町並びに事業所や公的機関が、主体的に取り組んでいく公益的な取組をいう。

(2) 協働 町民や議会及び町、そして事業所や公的機関が対等の立場で、協力・連携し、役割と責務を自覚することを通じて築く相互の信頼関係を基本として取組む公益的な活動をいう。

(3) コミュニティ 町民自らが、心豊かな暮らしをつくることを前提とした様々な生活形態を基礎にして形成される多様なつながりのある組織や集団をいう。

第 2 章 まちづくりの基本原則

(参加の原則)

第 3 条 まちづくりは、それぞれの過程において、町民のまちづくりに参加する機会の確保を図るものとする。

(情報共有の原則)

第 4 条 まちづくりは、町民と町が一体となって進めるものであり、まちづくりに関する情報を共有しながら進めるものとする。

(説明の原則)

第 5 条 町は、まちづくりについての施策の企画立案、実施や評価等のそれぞれの過程において、町民に分かりやすく説明するものとする。

(個人情報保護の原則)

第 6 条 町は、まちづくりの過程において、個人の権利や利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、開示、提供、管理等について十分に注意するものとする。

第 3 章 コミュニティの役割

(コミュニティと町民の役割)

第 7 条 町民は、まちづくりの主役であり、コミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てよう努めるものとする。

(コミュニティと町の役割)

第 8 条 町は、町民間のコミュニティの自主性と自立性を尊重し必要に応じて、それらの活動を支援するように努めるものとする。

第 4 章 まちづくりの役割と責務

(町の責務)

第 9 条 町は、町民の信託に応え、この条例の理念を実現するため、適切かつ公正・誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めるものとする。

(議会の責務)

第 10 条 議会は、町民の代表として選ばれた議員によって組織された町における最高意思決定機関であり、町民の意思を的確に把握し、まちづくりの向上に寄与しなければならないものとする。

2 議員は、まちづくり活動に積極的な役割をはたすとともに、町民と議会活動に関する情報を共有するように努めるものとする。

(町民の責務)

第11条 町民は、まちづくりの主役であることを認識し、総合的な視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任をもつように努めるものとする。

(町職員の責務)

第12条 職員は、まちづくりの専門職員としての誇りと自覚を持ち、誠実かつ能率的に職務を執行するとともに、まちづくりの基本にたち、自らもまちづくりを担う一員であることを自覚しなければならない。

第5章 まちづくりと協働

(町振興計画)

第13条 町は、まちづくりを総合的かつ、計画的に進めていくための基本構想及びこれを具体化するための基本計画（以下「振興計画」という。）を策定しなければならないものとする。

2 町は、振興計画を策定するにあたっては、町民が参画できるように配慮するものとする。

3 町は、振興計画に基づく種々の計画の実施に際しては、新たな提案や優れた知見を取り入れながら、まちづくりの充実に努めるものとする。

4 町は、予算の編成及び執行に当たっては、振興計画を基本として行うものとする。

(まちづくり団体等への支援)

第14条 町は、町民との協働による創造的なまちづくりの推進のため、まちづくり団体等への支援に努めるものとする。

(効率的な行政組織)

第15条 町は、多様化する住民ニーズに柔軟、迅速、的確に対応できる組織体制の整備を図るとともに、各分野にまたがる課題等に総合的に対応できる執行体制の構築に努めるものとする。

第6章 評価

(事業評価の実施)

第16条 町は、効率的、効果的なまちづくりの推進のために、外部評価を含めた事業評価制度の確立に努めるものとする。

2 評価は、社会情勢の変化やまちづくりの状況の変化に照らし、最もふさわしい方法で実施できるように、検討していくものとする。

第7章 町民投票制度

(町民投票制度の実施)

第17条 町民は、まちづくりに関わる重要事項について、町民投票の実施を町及び議会に求める権利を有する。

2 町は、町民から請求があったとき、又は、町民投票の必要があると認めた時は、町民投票の制度を設けることができるものとする。

(町民投票制度の条例化)

第18条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うときは、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明示するものとする。

第8章 連携

(連携・交流)

第19条 町や町民は、国際交流、文化、芸術、スポーツ、環境、その他の課題に関する取組を通して、他の自治体の人々との連携や交流を図ることにより、新たなまちづくりの展開を促進するものとする。

第9章 雑則

(この条例の位置付け)

第20条 この条例は、町の自治の最も基本的な理念と原則を定めるものであり、他の条例及び規則の制定改廃にあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重するものとする。

(この条例の検討及び見直し)

第21条 町は、この条例の施行後四年を超えない期間ごとに、この条例が三島町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討し、必要に応じて見直すものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

目 次

町章、木・花・鳥、町民憲章、まちづくり基本条例

はじめに

1. 計画策定の趣旨 1
 2. 計画の定義
 3. 計画の構成と計画期間
-

第 1 章 三島町の現状

1. 人口推移と予測 2
2. 産業構造の変化と所得格差の拡大 8

第 2 章 町づくりの歩み

1. 縄文時代が原点 12
 2. 町の成り立ち 13
 3. 町づくりの検証 13
 4. 町民の声、意見 18
-

第 3 章 基本構想

1. 構想のフレーム 22
 2. 基本テーマと重点施策 23
 3. 新しい公共の役割 24
-

第 4 章 基本計画

- 1 推進体制整備 26
 1. 町民参加と危機管理体制の強化
 2. 行財政改革
 3. 広域連携の推進
 4. 新しい公共の形成

2	若者定住対策	
1.	雇用の場を創出	34
	(1) 耕作放棄地対策(農業振興)	
	(2) 里山整備事業(林業振興)	
	(3) 農商工連携(6次産業化)	
	(4) 観光交流事業(着地型観光)	
2.	住宅環境整備	42
	(1) 住宅・宅地整備	
3.	学ぶ場と人づくり	44
	(1) 子育て環境の整備(子育て支援と児童福祉)	
	(2) 教育環境整備(学力向上対策)	
	(3) 生涯学習の推進	
3	美しい地区づくり	50
1.	地域資源の発掘活用	
2.	地区活動支援	
4	安全安心の基盤整備	
1.	保健福祉の充実	54
	(1) 健康づくりの推進	
	(2) 高齢化社会への対応	
	(3) 障がい者福祉の充実	
	(4) 医療の充実	
2.	社会生活基盤の整備	60
	(1) 防災・防犯機能の強化	
	(2) 交通の確保と道路整備	
	(3) 上下水道の整備	
	(4) 情報化社会への対応	
	(5) 中心市街地公益機能の確立	
5	地区の目標	70
参考資料	年表、振興計画、過疎計画等	89

はじめに

1. 計画策定の趣旨

三島町振興計画は、現状を踏まえ、将来に向けて魅力的な三島町を創るための基本的な指針です。町民一人ひとりの豊かな生活を実現するために、これまでの取組みの検証と今後の社会動向を見極めて策定します。

昭和 56 年 3 月に初めての振興計画を樹立して以来、第一次～第三次までの 30 年間に渡り前期 3 回、後期 3 回計 6 回の計画を策定し、一貫して過疎問題に対応してきました。

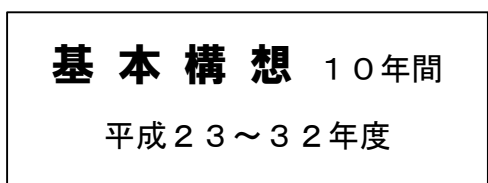
過疎化は、所得格差と就労機会が乏しいことが原因で起こります。人口減少はその結果の現れで、背景の一つに地域経済の停滞が上げられます。また、過疎と過密は表裏一体であり、わが国にとっても社会問題として認識されています。

第四次振興計画では先ず人口問題、次に所得格差と経済活動について調査し、課題解決の道を探ります。同時に、過疎現象はわが町だけの取組みの是非の判断だけでは明らかにならず、国の動向、世界経済の視点からも検討を加えていきます。

2. 計画の定義

振興計画（総合計画）は、地方自治法第 2 条第 4 項に「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」。並びに、三島町まちづくり基本条例第 13 条に「振興計画を策定しなければならない」と定められています。

3. 計画の構成と計画期間



基本構想は、これまでの町づくりを踏まえ今後の将来を見据えて基本的な考え(理念)や目標をイメージ化し、今後 10 年間の町づくりの指針です。

基本計画は、基本構想の理念を受け、目標を実現するための施策を分野ごとに、体系的に示しています。

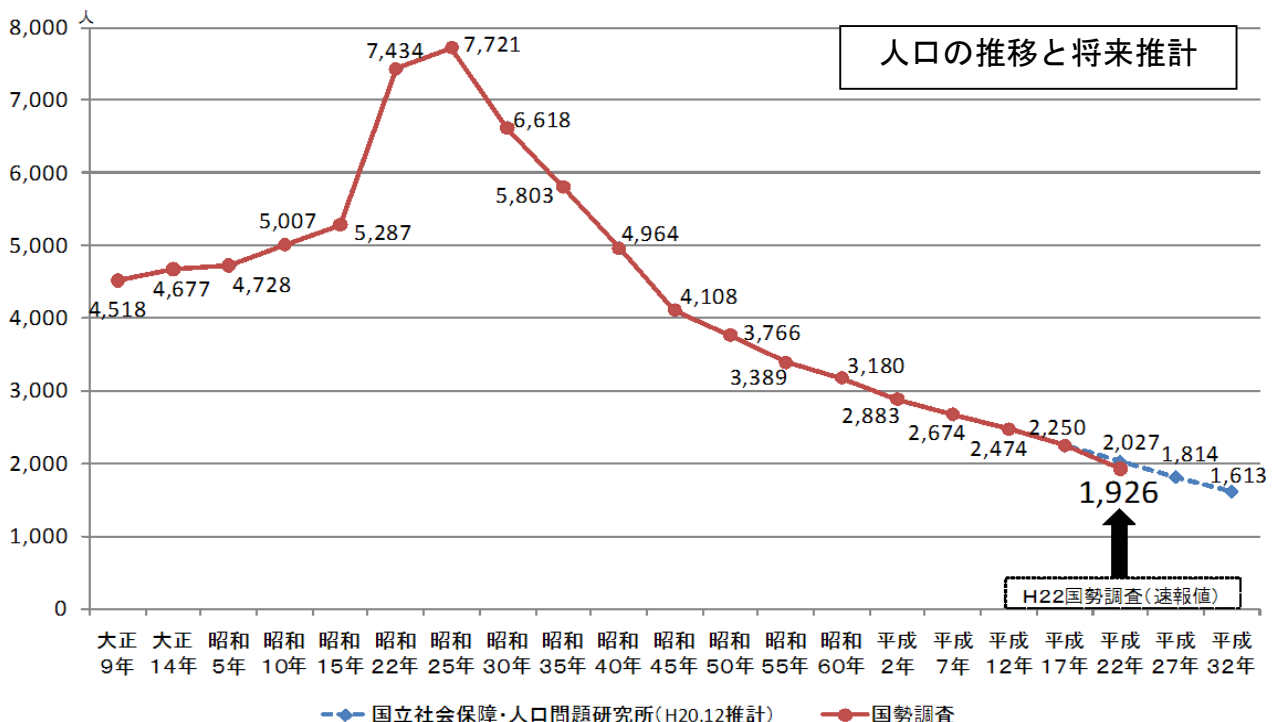
実施計画は、基本計画に沿って具体的に実施する事業内容です。財政状況や社会情勢の変化に対応し、毎年度見直しを行います。

第 1 章 三島町の現状

1. 人口の推移と予測

(1) 平成 22 年国勢調査結果（速報値）

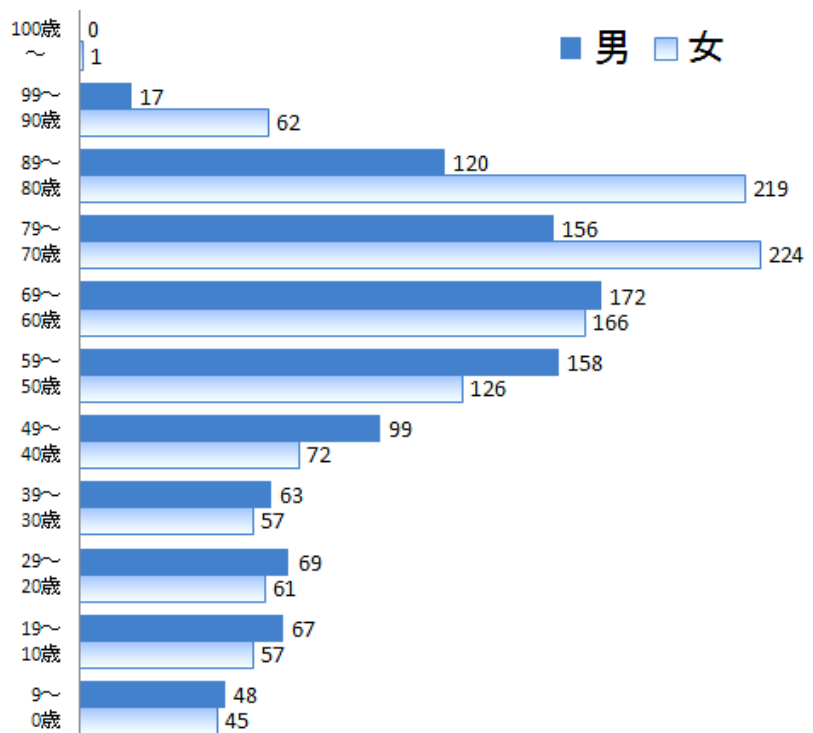
平成 17 年の 2,247 人に比して 1,926 人の人口は、減少率△14.4%となり福島県下ワースト 1 を記録し、再び深刻な状況を迎えています。世帯数も△7.0%の 753 戸となり人口減少と同様、年々減少の一途を辿っています。1 世帯当たりの家族数は 2.56 人となり、高齢者の一人暮らし、二人暮らし世帯が増加しています。また、10 年後の総人口は 1,600 人台までさらに落ち込むと予測しています。



(2) 性別年代別人口

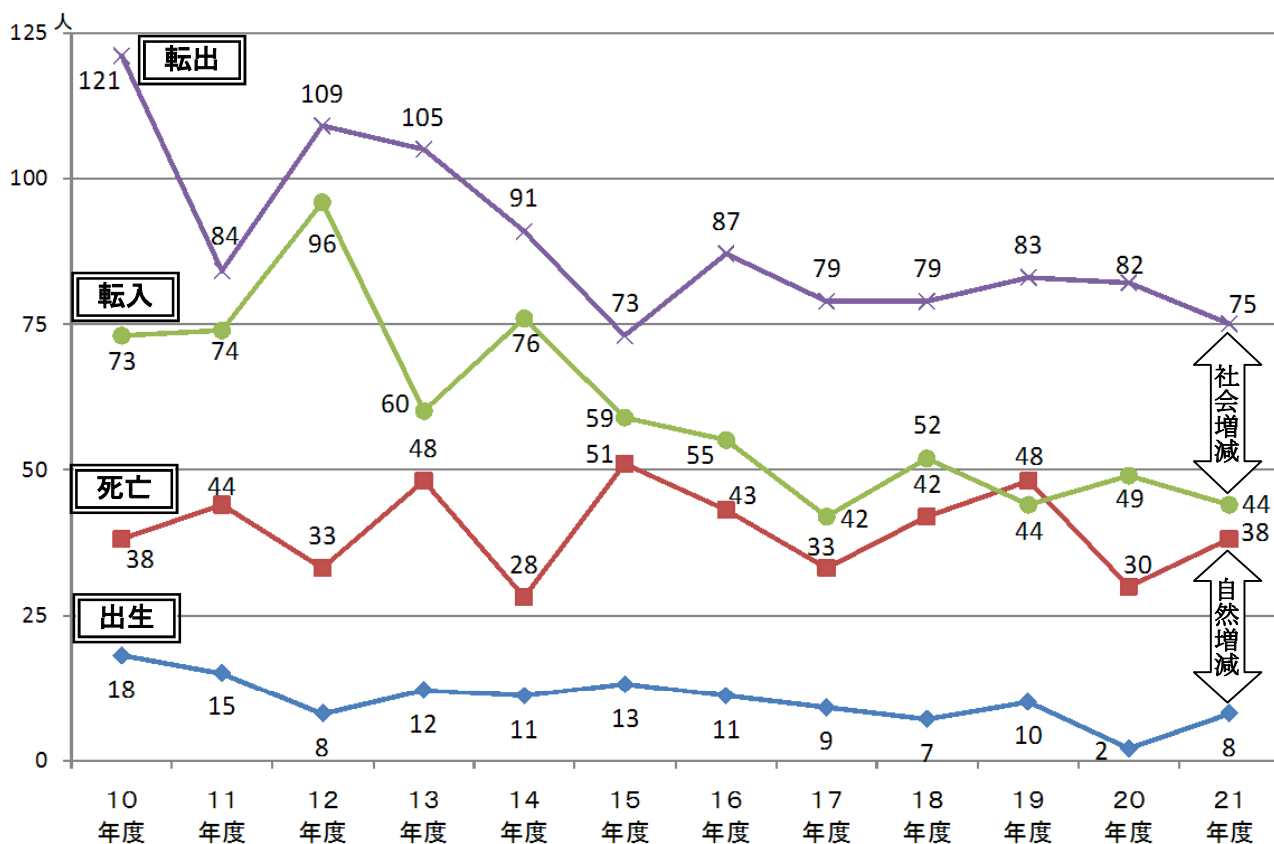
平成 22 年 4 月 1 日現在（住民基本台帳）における町内全体の性別年代別人口（右グラフ）は、特に 70～80 代の女性が全体の多くを占めています。次いで、40～60 代の男性が多い構成となっており、典型的な逆ピラミッド型であることが特徴です。

逆に、40 歳未満の年代が少なく人口構造がアンバランスで、世代交代を損ねる要因となっています。



(3) 住民異動の推移

人口の増減には、出生や死亡による「自然増減」と転入や転出による「社会増減」があります。過去 10 年間の推移を見ると、出生数の減少とあわせて U・I ターン者を含む転入者の落ち込みが人口減少に大きく影響しています。



(4) 地区別人口

地区の構成は宮下・西方地区のように 100 世帯を超える地区と 30 世帯以下の地区、そして 50 世帯前後の地区と 3 つに分かれます。どの地区も過去 10 年間の人口は減少しており 5 割を超える地区が 1、3 割を超える地区 3、2 割台 11、1 割台 3 地区となっており、高齢化率が 50%以上の限界集落とも呼ばれる地区は 5 地区を数えます。さらにほとんどの地区で、65 歳以上の方が占める割合は 50%近く、今後、その傾向はますます増えていくことと予想されます。

また、65 歳以上が 50%以上占める地区数が 5 つあり、これが全体の半数以上になる町を限界自治体と呼ばれることになり、わが町も近づきつつあります。

こうした現象は地区の活性化を阻害するだけでなく、維持していくことさえ困難な状態を生み出します。除排雪、農道等の維持管理、高齢者の見回り、地区の持つ景観美や伝承されてきた民俗行事の喪失などその影響は計り難く、「結い」の精神で成り立ってきた相互扶助がなくなり、地域で暮らしていく意義さえも失いかねません。特に、本年の豪雪は停電によって電話が通じず、多量の積雪は高齢者を隣近所の方々が訪問することを阻害し、孤立してしまった状況が発生しています。

地区の活性化は町の活性化であり、改めて連携と役割分担が求められています。

地区別人口の推移

(住民基本台帳より)

	平成 12 年 4 月現在 の人口	平成 22 年 4 月現在				過去 10 年間 の 減少率	平成 32 年の 推計人口
		世帯数	人口	【若年者】 ～14 歳	【高齢者】 65 歳～		
宮 下	466	213	407	33 (8.1%)	201 (49.4%)	△12.7%	355
荒屋敷	63	20	51	3 (5.9%)	24 (47.1%)	△19.0%	41
桑 原	62	22	49	2 (4.1%)	23 (46.9%)	△38.7%	23
中 平	77	24	53	17 (32.1%)	2 (3.8%)	△31.2%	36
大 登	140	37	101	6 (5.9%)	43 (42.6%)	△27.9%	72
川 井	132	43	104	5 (4.8%)	48 (46.2%)	△21.2%	81
桧 原	176	50	133	5 (3.8%)	62 (46.6%)	△24.4%	100
滝 谷	182	49	145	7 (4.8%)	65 (44.8%)	△20.3%	115
大 谷	151	49	115	5 (4.3%)	62 (53.9%)	△23.8%	87
浅 岐	73	24	57	2 (3.5%)	22 (38.6%)	△21.9%	44
間 方	119	38	79	0 (0.0%)	47 (59.5%)	△33.6%	52
西 方	407	122	361	38 (10.5%)	161 (44.6%)	△11.3%	320
大石田	214	58	166	10 (6.0%)	78 (47.0%)	△22.4%	128
名 入	125	38	96	9 (9.4%)	41 (42.7%)	△23.2%	73
小 山	17	6	8	0 (0.0%)	4 (50.0%)	△52.9%	3
高清水	54	19	47	1 (2.1%)	26 (55.3%)	△13.0%	40
滝 原	60	15	45	3 (6.7%)	21 (46.7%)	△25.0%	33
早 戸	56	19	42	1 (2.4%)	27 (64.3%)	△25.0%	31
計	2,574	846	2,059	147 (7.1%)	957 (46.8%)	△20.4%	1,629

(5) 高齢者世帯

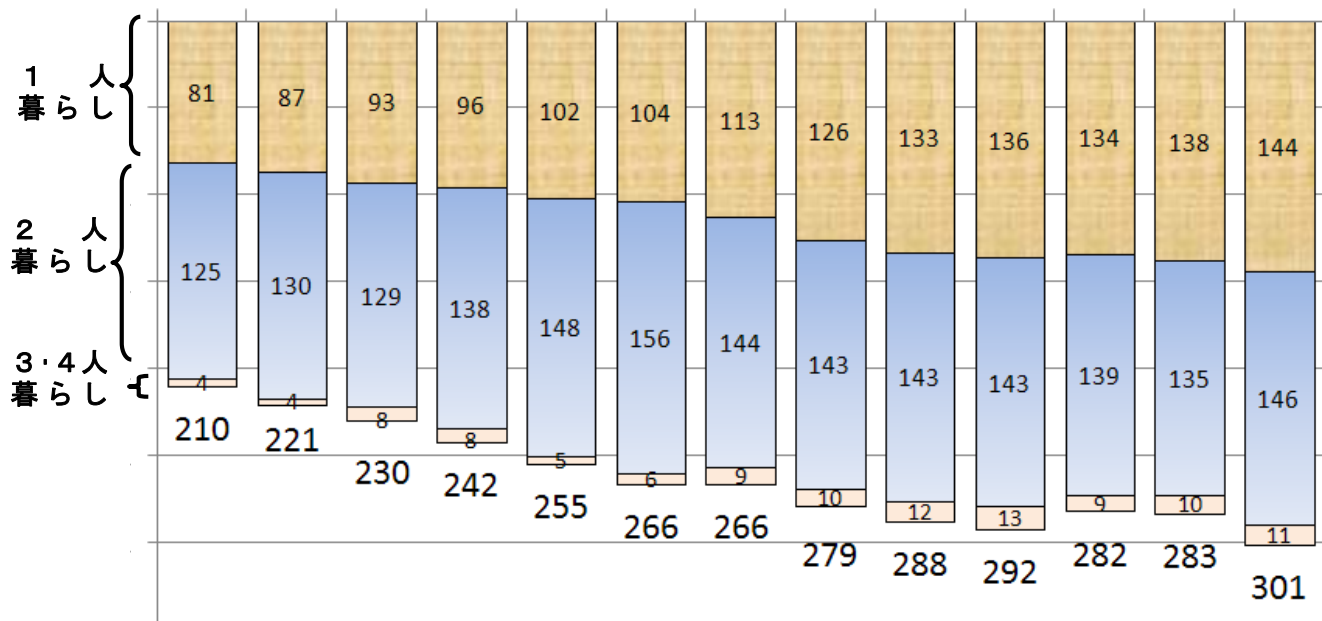
高齢化の進行は、高齢化率の上昇とあわせて高齢者のみの世帯数の増加にもつながっています。町内の高齢者世帯の推移を見ると、人口減少による総世帯数の減少と反比例するように高齢者世帯は増加傾向にあります。

高齢者世帯の内訳を見ると、約半数が 1 人暮らしの高齢者世帯となっています。10 年前（平成 12 年度）と比較すると、高齢者のみの世帯総数においては 1.3 倍、1 人暮らし高齢者世帯は 1.5 倍までに増加しています。

特に、高齢者の 1 人暮らしの増加により孤独死などの社会問題が発生し、わが町でも、安否確認などによる見守りが大切な時代状況を迎えています。

高齢者世帯数の推移

	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
高齢者世帯数(A)	210	221	230	242	255	266	266	279	288	292	282	283	301
特別養護老人ホームを除く世帯総数(B)	861	859	862	855	847	846	836	835	830	822	811	800	796
率 (A/B)	24.4 %	25.7 %	26.7 %	28.3 %	30.1 %	31.4 %	31.8 %	33.4 %	34.7 %	35.5 %	34.8 %	35.4 %	37.8 %



※高齢者世帯数 = 高齢者（65歳以上）のみで構成される世帯。特別養護老人ホームを除く

(6) 人口総数の推移

三島町の総人口は、大正時代から昭和25年までの人口増加期、以後一転して減り続ける人口減少期に大別されます。

1) 人口増加期

戦前の富国強兵策、昭和16年に只見線の宮下延伸、同年、国策によってはじめられた宮下発電所工事とその後の只見川電源開発によって人口の流入が起こります。そこに、終戦による復員や戦後引揚者が加わり人口は増加します。同時に、自給自足が中心の経済構造から商品経済へと転換されていきます。

2) 人口減少期

①高度経済成長期・以前

戦後、農地改革が始まる中、昭和 21 年には宮下発電所第 1 号機(24 年完成、総出力 32,100kw、27 年二期工事着手 28 年完成、総出力 64,200 kw)が発電を開始し、電気が首都圏へ送られ、軽工業中心とする戦後復興がはじまります。25 年には隣接の沼沢沼揚水式発電所工事、27 年に本名、上田発電所工事が着工され、就労機会は確保できていたと思われますが、30 年/25 年は人口減少率 Δ 14.3%を記録し、都市部の経済力は近隣の大規模土木工事よりも強いことを伺わせます。都市部では何が起きていたのでしょうか。

一般的に、都市部への人口吸引は高度経済成長からといわれますが、この減少率は明治から大正時代にかけて東京は既に交通の中心だけでなく、新しい文化の中心になっていたこと。昭和 22 年の経済成長率は 10.0%、23 年 16.4%、24 年 3.9%、そして 25 年の朝鮮戦争勃発による 12.2%の特需景気は、わが国経済に大きな転機をもたらしました。昭和 26 年の経済成長率 13.5%、“電化元年”と呼ばれた 28 年は 5.7%、そして 29 年は 6.1%となって“戦後の終わり”へ向かい、31 年の“もはや「戦後」ではない”宣言目前の時代でした。

②高度経済成長期・以後

わが国経済は昭和 30～48 年にかけて、GNP 伸び率 18 年間平均 10%を維持し続けた高度経済成長へ突入します。有史以来という意味で「神武景気」と呼ばれた好景気が続き、トランジスタ・ラジオ、自動式電機釜、純国産車などが登場しました。工業化が急速に進展し、30 年の集団就職に代表されるように全国の農山漁村から人口が都市部へと移動し、わが町も同じでした。

年	人口減少率	世帯数
昭和 30 年	Δ 14.3%	-----
昭和 35 年	Δ 12.3%	1,115
昭和 40 年	Δ 14.5%	1,073
昭和 45 年	Δ 17.2%	1,030
昭和 50 年	Δ 8.3%	1,013
昭和 55 年	Δ 10.0%	1,020
昭和 60 年	Δ 6.2%	928
平成 2 年	Δ 9.3%	881
平成 7 年	Δ 7.2%	864
平成 12 年	Δ 7.5%	847
平成 17 年	Δ 9.1%	810
平成 22 年	Δ 14.4%	753

③膨張続ける都市経済

昭和 30～45 年までの 16 年間、わが町は平均 Δ 14.6%の高い人口減少率が続きます。35 年に原油が輸入自由化され、石炭から石油や天然ガスに代わる“エネルギー革命”が起き、生活の様相を一変させます。31 年 7.4%の経済成長率(以下同じ)は、生活向上の関心は家電製品からファッションやマイホームに向かい、大都市部に開発された住宅団地から新しいライフスタイルが生まれていきます。

33 年“テレビ文化”の時代といわれ、評論家の大宅壮一氏がテレビの視聴がもたらす社会現象を“一億総白痴化”と表現しました。34 年は 9.2%の経済成長率で皇太子ご成婚、東京オリンピック開催の決定で盛り上がるなか、「東京」へのあこがれは一段と強まります。東京へ、東京へ、東京には自分の夢を託す様々な道があったといわれます。

35 年 13.3%。“経済の季節”と呼ばれ、日米安全保障条約改定が実現されました。その背景で産業構造の変化、エネルギー利用の変化が進み、池田内閣の「国民所得倍增計画」がその変化をさらに加速させます。

④ 変わりゆく農村

36 年 11.8%。労働力過剰から人手不足へと雇用にも転機が訪れているなか、都市と農村の所得格差の是正、農業生産の構造改善をめざした今日の農政の出発点ともなった「農業基本法」が制定されます。過疎化し変わりゆく農村と都市の過密は格差を生み、社会問題化していきます。

39 年、経済成長率 11.1%で「世界に追いつき、追い越せ」で走ってきた戦後の 19 年間。IMF 8 条国への移行、OECD への加盟などわが国が国際的に認められるなかで東京オリンピックが開かれ、45 年には「未来の夢」を託すナショナルプロジェクト“万博”が開催されます。

昭和 26 年に東北電力㈱が只見川電源開発計画を発表し、27 年宮下発電所第二期工事に着手し、36 年には滝ダムが完成します。わずか 11 年間に 8 基のダムの完成と首都圏を中心とする都市部の膨張は密接な関係にあります。水資源による電力エネルギーの提供、若者をはじめとする担い手の労働力供給が過疎を生んだといっても過言ではありません。それは、昭和 30 年の 15 歳未満若年者 2,424 人(構成比 36.6%)が、平成 17 年 208 人(同 9.2%)と△91.4%もの大激減していることからわかります。

高度経済成長は、48 年 10 月に端を発するオイルショックによって終焉します。「戦後初のマイナス成長に転じ、個人消費も設備投資も冷え込み、倒産件数が戦後のそれまでの最悪を記録するなかで物価の暴騰は続きました。」

⑤ 国民意識の変化

昭和 51 年には国民の 90%が“中流”、70%が“幸福”という調査結果が出ています。これは昭和 49 年、電源三法制定により原子力発電の立地が大きく進んだことに関連しています。そして平成 9 年、先進国の温室ガスの排出削減を約束した京都議定書が採択されます。

水力発電に左右されたわが町と、エネルギー革命によって便利な生活を享受してきたわが国の生活スタイルは今後、どのように変化するのか、歴史から学び次世代に繋いでいくことが求められています。

その後、時代は変遷しますが、平成 23 年 3 月 11 日午後に発生した東北関東大震災は、日本人の暮らし方に対して大きな一石を投じ、問題を残す未曾有の大惨事となりました。

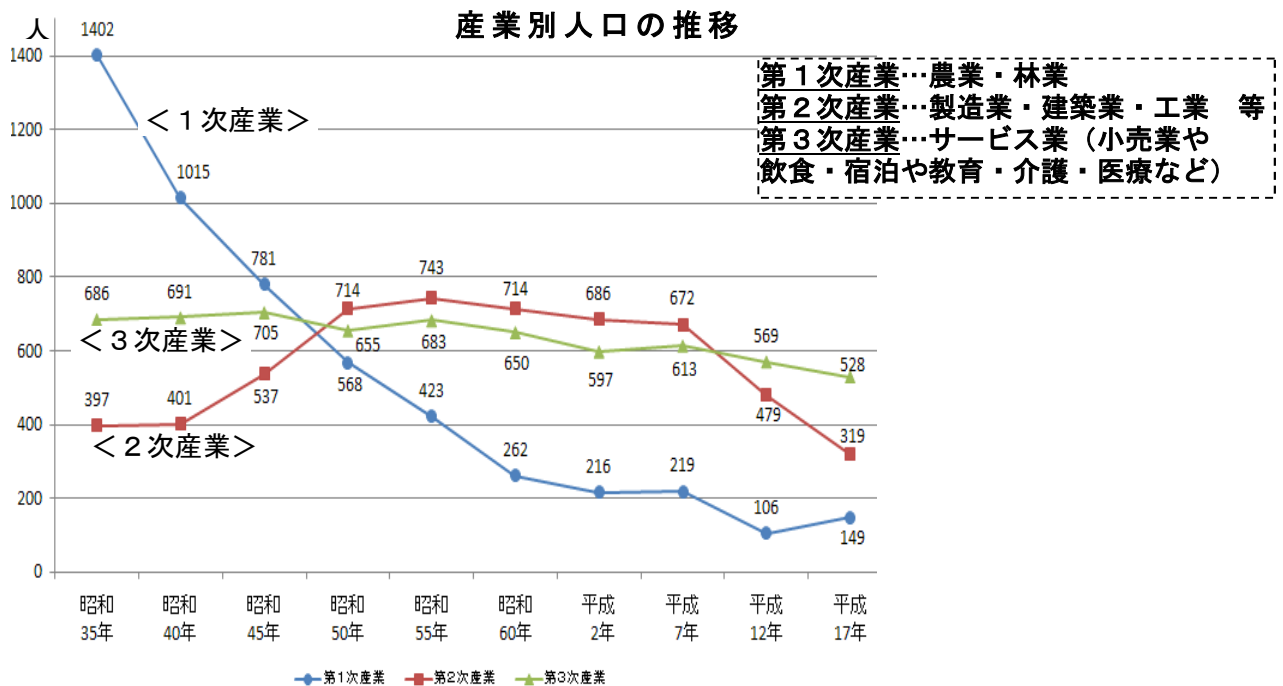
わが町の過疎化を考えるにあたり、電源開発による特需景気を除外した元々の定住人口は 5 千人規模と想定されますが、電源開発後の昭和 35 年 5,803 人から平成 22 年と比較しても△67%と大幅に減少しており、最高を記録した昭和 25 年の 7,721 人から比較すると実に 5,795 人、75%に及ぶ方々がこの町を離れたことになります。

『東方新世紀～そして、未来へ～ 東北電力創立 50 周年記念 平成 13 年』を参考にしました。

2. 産業構造の変化と所得格差の拡大

(1) 農林業の激減

わが町の産業構造は昭和 35 年当時、農林業をはじめとする第 1 次産業の就業者が全体の半数以上を占めていましたが、昭和 45～50 年にかけて第 1 次・第 2 次・第 3 次産業がほぼ 3 割ずつの横並びとなり、その後第 1 次産業は減少の一途をたどっています。また、景気低迷により製造業と公共事業の減による建設業等の第 2 次産業も平成 7 年意向△52.3%と激減し、サービス業等の第 3 次産業が全体の 53%を占めています。



(2) 山間農業の所得の低さ

過疎問題総合研究所は平成 12 年、全国の 3,221 市町村の農村を 4 つに類型に分ける区分を行っています。

- ①都市的地域 713 (22.1%) ②平地農業地域 755 (23.4%)
- ③中間農業地域 1,020 (31.7%) ④山間農業地域 733 (22.8%)

このうち、③と④を合わせて「中山間地域」と呼び、属する市町村数は 1,753 (54.4%) で、実に全市町村数の過半数以上を占めています。

例えば、2000 年における農家一戸当たりの農業所得を見ますと、全国平均は 1,147 千円ですが、これを 100 とすると、都市的地域が 1,503 千円 (131)、平地農業地域が 1,184 千円 (103)、中間農業地域が 1,052 千円 (92)、山間農業地域が 648 千円 (56) となり、山間農業地域の農業所得は平地農業地域のおよそ半分にすぎません。

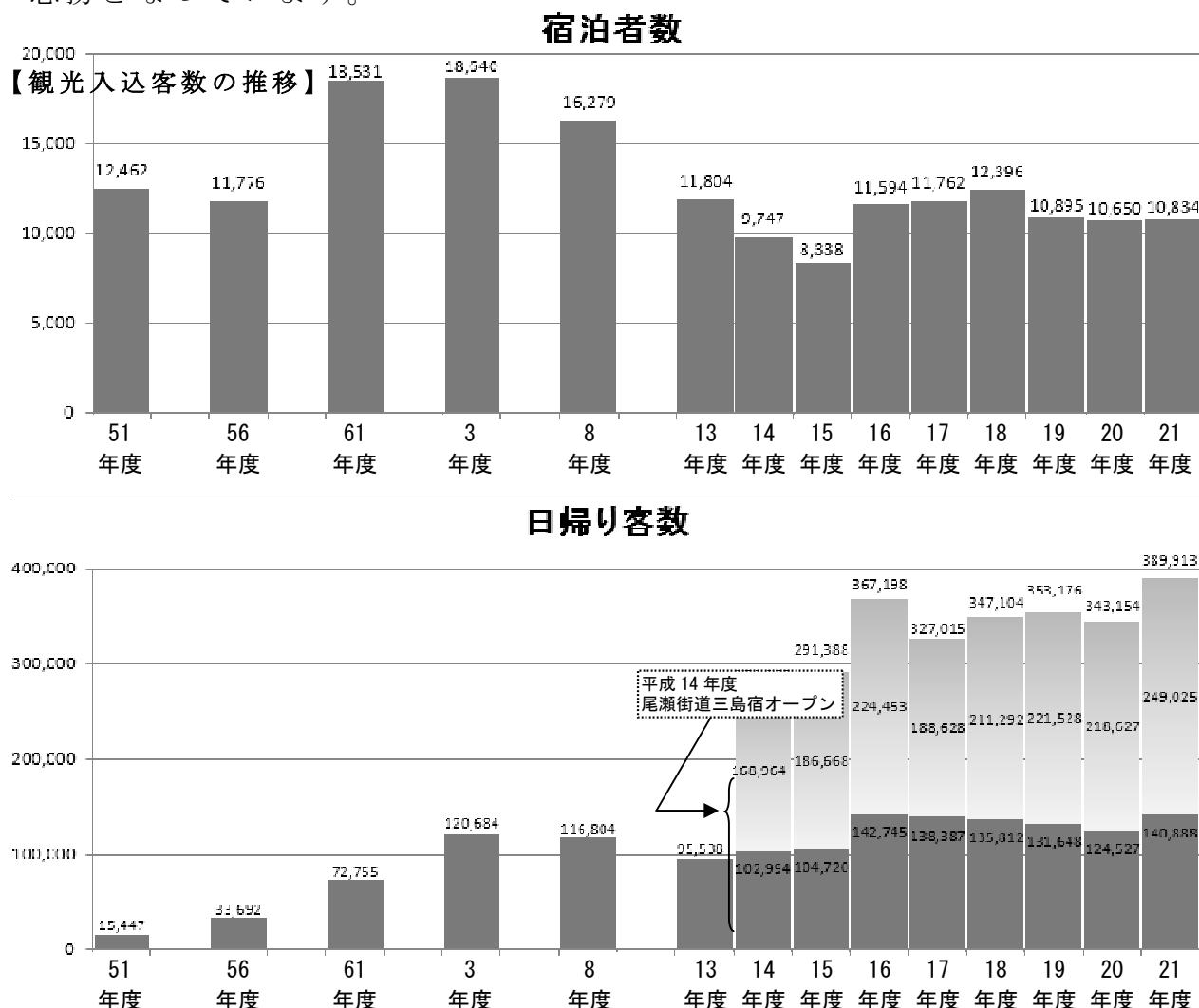
中山間地域はその性質上、他地域と比較して諸条件面が不利であることは否めず、基幹産業である農業だけ見ても、狭小で傾斜のきつい農地、消費地から遠いといった自然的・経済的条件の不利性が認められ、中山間地域における農業は担い手不足が進行し急速に崩壊しつつある、と指摘しています。このような所得格差が過疎化を引き起こす諸問題として、①人口の自然減少 ②若者定住型就業機会の不足③集落の崩壊④耕作放棄と農地の荒廃が、中山間地域における農村問題の今日的危機が集中的に現れ、早急かつ抜本的な対応が必要と呼びかけています。

(3) 観光入込客数の推移

観光客入込数は、主に旅館等に宿泊する「宿泊者数」と観光施設等に立ち寄る「日帰り客数」により集計しています。

入込数の推移を見ますと、20年前当時2万人近くいた「宿泊者数」は現在約1万人程度まで減少している状況にあります。このことは、不況下の国民がレジャーや余暇活動に回していたお金を抑制し生活費に充当していることが推測されます。その反面、「日帰り客数」については平成14年に尾瀬街道三島宿、平成16年早戸温泉つるの湯がオープンしたことも大きな増加要因ですが、近年の高速道路料金の割引などにより遠方でも日帰りできる観光に変化していることが伺えます。

しかし、東北関東大震災は浜通り地方のみならず福島県全体に影響を及ぼしており、被災者支援はもとより、わが町の観光にとってもその対策は急務となっています。



～観光施設内訳～

(宿泊) ふるさと荘・温泉旅館・普通旅館・民宿・つるの湯湯治・カタクリ

(日帰り) 美坂高原・大林ふるさとの山・ふるさと荘・(旧)物産館・

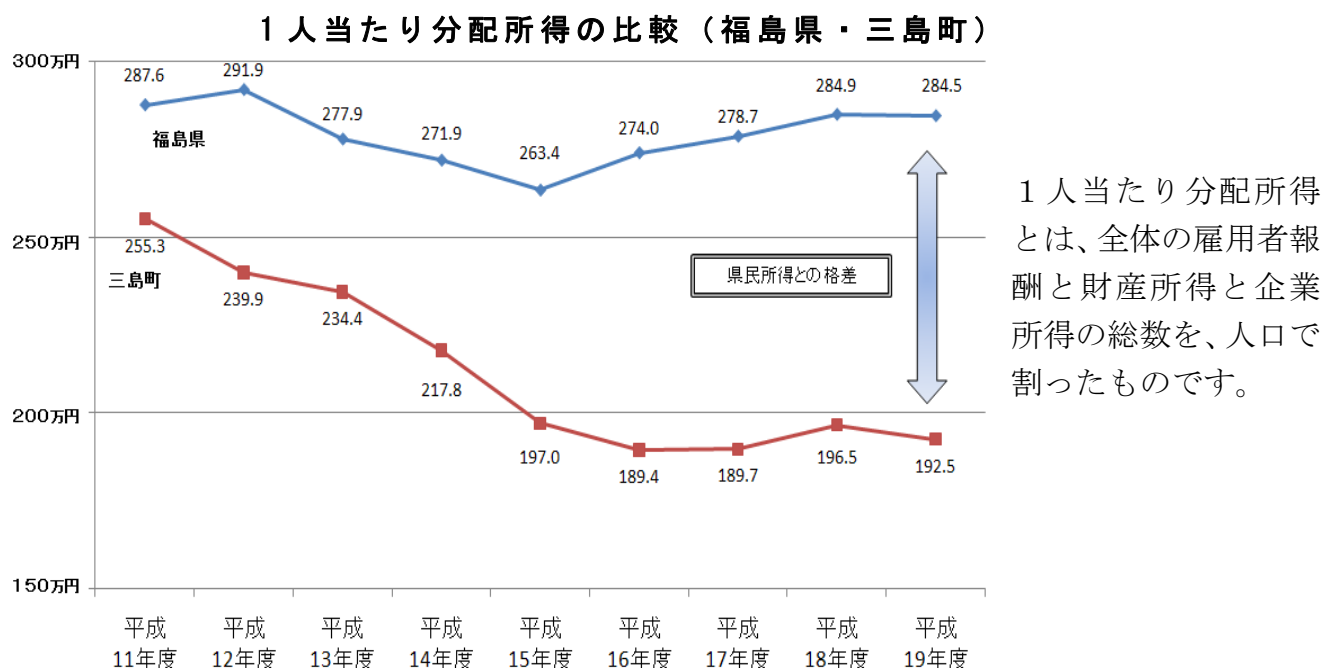
桐の湯(桐の里倶楽部)・(旧)ライン下り・生活工芸館・西隆寺・

交流センター・スキー場・道の駅 尾瀬街道みしま宿・つるの湯・

只見川山峡下り・その他(イベント等)

(4) 分配所得の推移

国勢調査ごとの高い人口減少率は、都市部との所得格差が依然として解消されないことを示し、特に近年は、わが町の経済を支えてきた土木公共事業が削減され雇用不安が生じています。そのために県民所得との格差も拡大し、全国と比較するとその格差はさらに広がる見通しです。また、地元資源を活用する地場産業もデフレスパイラルの影響下にあり、経営が圧迫されています。さらに、農業だけでなく別表が示すように事業所や商店が廃業し、経済活動の縮減が続いていることから、事態は深刻さを増しています。



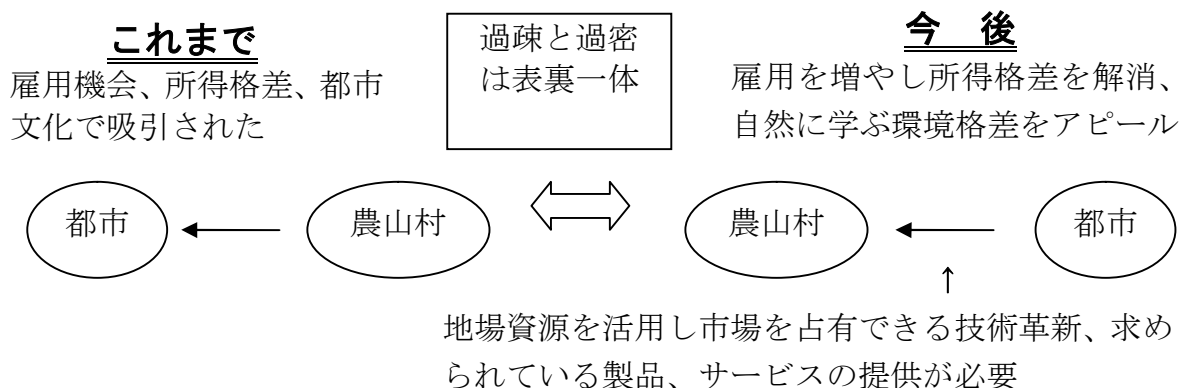
<所得水準の推移>

年度	平成11年度	平成13年度	平成15年度	平成17年度	平成19年度
所得水準(%)	88.8	84.3	74.8	68.1	67.7

1人当たり分配所得(県平均)を100とした比較を所得水準としています。

(5) 持続可能な社会に必要な経済革新

今後は都市部には乏しく、山村が持つ「自然との根源的なつながり」や地球にやさしいエネルギー資源を活用するなど、環境格差が顕在化する時代を迎えています。また、会津桐の炭化実験など技術革新を行い、身の丈にあった経済規模のなかから幸せ度を探す工夫が従来の所得格差を埋めていく要因と思います。



1) 各指標の推移

	過 去	増減率	現 在
【農業】			
農業人口	昭和 30 年 4,143 人	△77.7%	平成 17 年 922 人
総農家数	昭和 30 年 578 戸	△51.9%	平成 17 年 278 戸
経営耕地面積	昭和 35 年 626ha	△83.1%	平成 17 年 106ha
農業粗生産額	昭和 35 年 1 億 400 万円 昭和 50 年 4 億 2600 万円	+309.6% △53.1%	昭和 50 年 4 億 2600 万円 平成 17 年 2 億円
農家 1 戸当たり の生産農業所得	昭和 35 年 17 万 2 千円 昭和 50 年 52 万 8 千円	+207.0% △42.4%	昭和 50 年 52 万 8 千円 平成 12 年 30 万 4 千円
主要家畜養 農家数	昭和 35 年 892 戸	△99.3%	平成 12 年 6 戸
農産物を販売 した農家数	昭和 30 年 259 戸	△65.6%	平成 17 年 89 戸
【事業所】			
事業所総数	昭和 35 年 239 社 昭和 41 年 278 社	+16.3% △41.0%	昭和 41 年 278 社 平成 18 年 164 社
従業者総数	昭和 35 年 942 人 昭和 41 年 1,580 人	+67.7% △36.9%	昭和 41 年 1,580 人 平成 17 年 997 人
【製造業】			
製造業事業所 総数	昭和 50 年代 24 社	△70.8%	平成 18 年 7 社
従業者数	昭和 35 年 52 人 平成 2 年 289 人	+455.8% △58.5%	平成 2 年 289 人 平成 18 年 120 人
製造品出荷額	昭和 35 年 2,316 万円 平成 7 年 31 億 758 万円	+133.2% △76.8%	平成 7 年 31 億 758 万円 平成 18 年 7 億 1975 万円
【商業】			
商店総数	昭和 35 年 76 店舗 昭和 41 年 102 店舗	+34.2% △61.8%	昭和 41 年 102 店舗 平成 19 年 39 店舗
【所得】			
市町村内生産 所得総額	昭和 41 年 8 億 7950 万円 平成 8 年 104 億 3600 万円	+186.6% △9.3%	平成 8 年 104 億 3600 万円 平成 18 年 94 億 6200 万円
人口 1 人当りの 分配所得	昭和 45 年 32 万 3 千円 平成 12 年 255 万 2 千円	+790.1% △24.2%	平成 12 年 255 万 2 千円 平成 18 年 193 万 4 千円

第 2 章 町づくりの歩み

1 縄文時代が原点

三島町史によれば、わが町に人が住み始めたのは今から 2,600 年前頃といわれます。川井地区の佐渡畑遺跡（縄文中～後期）など十数ヶ所を数えると、当時の人口は「百人を僅かに超えた程度」と推測しています。これは旧石器が発見されていないこともあり、これ以上、歴史を遡ることはできませんが、この時期が三島町の曙といえます。

その後、徳一大師による御坂山大高寺(807 年)、横雲山高野寺（間方、同年）の建立など仏教文化がはじまりますが、昭和 61 年に発掘された荒屋敷遺跡（縄文晩期～弥生初期）は文字がない時代にもかかわらず、土器や木工、漆や編み組製品、東北地方における米の伝播経路など現代にも通ずる優れた技術と文化が、この地域を支えていたことを物語ります。

「大谷組地志方風俗長」（1807 年）からは、江戸時代のこの地方の状況や特質を知ることができます。

- 一、金山谷の儀は御城下（若松のこと）へも遠く隣国へ往還も御座無く、諸駄賃等も薄く、農業計り仕り商賈を以て渡世を送り候者稀にて勿論利潤も薄く花美（華美）を好み申者も御座無く、全体実儀にて村中和き睦ましく御座候。尤も余儀無筋は公事出入等まれには御座候。

一、暑の儀は若松より寒強く暑は弱く年により九月末より雪降り六七尺より壺丈も積り、春は四月末迄消え残り、桜花など漸く四月中旬開き申候事。出典「三島町史」

会津南山御蔵入騒動(1701 年)の百姓訴状にも同じように記されています。

「山郷の狭き地方にて、石高より人数多く、穀取れなく候、二、三ヶ年に一度は実に成り兼ね申候。これに依って当御領の儀は百姓共困窮仕り」

今から 200 年前の文化年間の作付種や副業、特用樹は以下のとおりで、この地方の今と変わらぬ暮らしの原点をみる思いです。

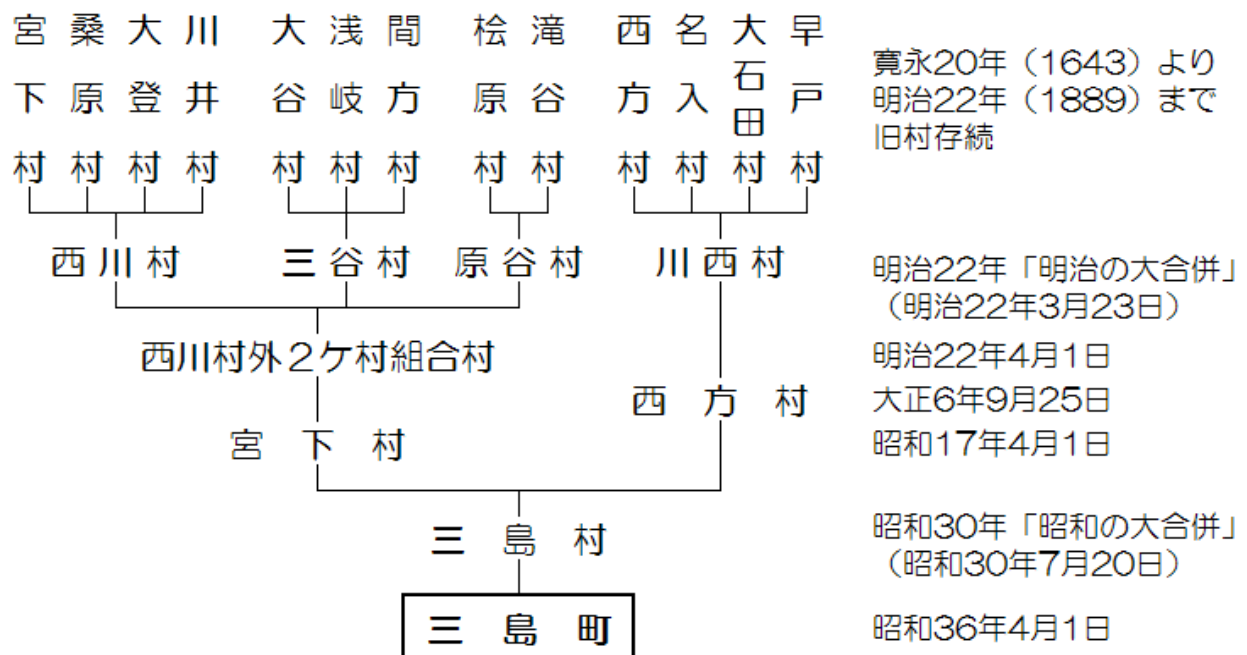
米、麦、きび、粟、ささぎ、大豆、小豆、そば、ごま、さと芋、ごぼう、菜、大根、麻、からむし、たばこ、養蚕、糸取、麻、からむし、太布織、紙すき、うるしかき、ろうそく作り、炭焼き、薪、柴切、獺（熊、かもしか）、魚（さけ、ます）、山芋採取（くず、わらび、ぜんまい、うど）、筏乗り、牛馬荷運役、そり、こうすき。

『会津桐の沿革』（福島県林務部、昭和 29 年）によると桐の栽培は西方、宮下地方が最も古いと記しています。

『会津事始(1649 年)』の七木を榲、胡桃、朴木、桐木、栗、榛栗、梅。
1707 年には木材ひっ迫から杉、桧、松、栗、槻、榎、桐、橡等を会津藩主保科正之侯が奨励している。

2. 町の成り立ち

わが町は昭和30年に旧宮下村と旧西方村が合併し、昭和36年の町制施行により三島町が誕生しました。平成23年は町制施行50周年の節目を迎えます。



3. 町づくりの検証

わが町にとって最大の課題は過疎問題にあります。過疎化は、わが国の経済成長によって人口が都市部へ引き寄せられる現象です。このため、社会構造の土台といわれる経済の実態を把握して課題の解決を図ること。また、過疎対策として取組んできた「ふるさと運動」の総点検を行い、何が不足しているのかを明らかにすることです。そして、新たな方向性を見出して合意形成を図っていくことです。

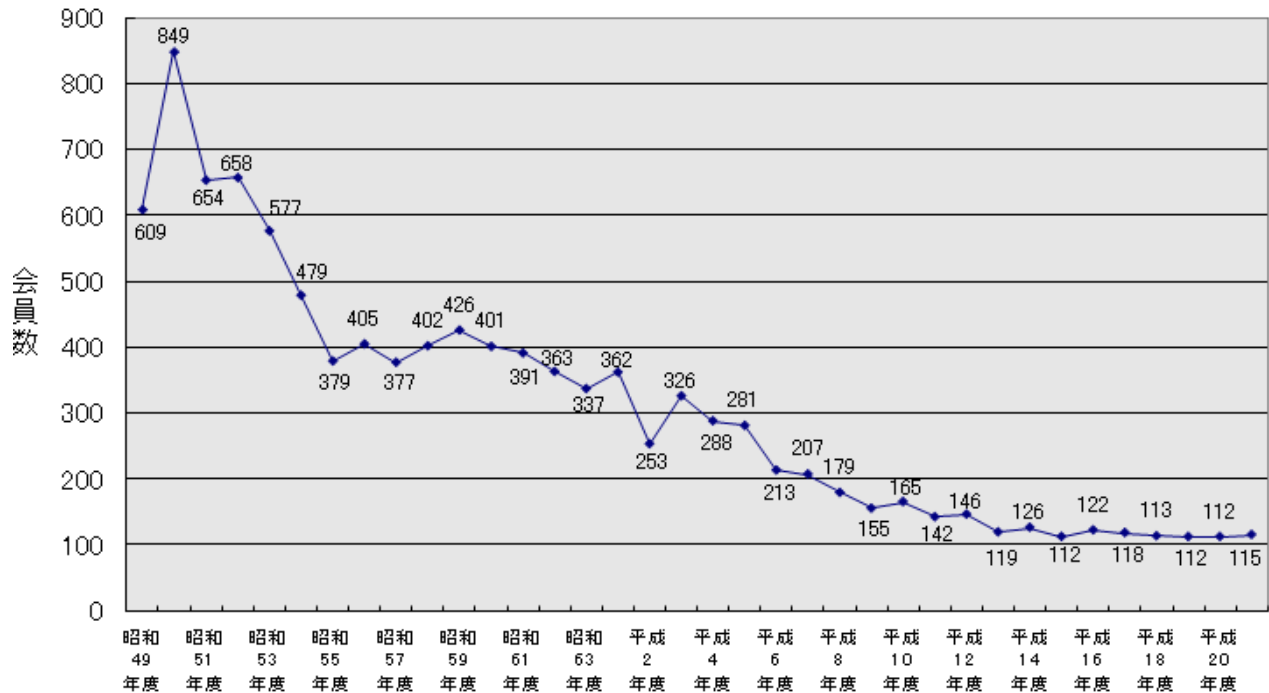
(1) ふるさと運動－自力更生型山村開発－

昭和40-45年国勢調査の人口減少率が△17.2%を示し、「このままでは村がなくなってしまう」との危機感から49年、全国に先駆けて開始した「ふるさと運動」。都市に住む故郷のない人たちや自然を愛する人たちに、三島町を「ふるさと」として来てもらおうということで始めました。「地域開発は地元が主体性を持って進め、交流の中で都会の人にお金と知恵を出して頂き、過疎化の進むこの町の地域づくりを共に推進していこう」という趣旨です。

取組む前には、温泉や美坂高原などの観光開発を企業に売る案。都市と農村の交流を図りながら、土地を売ったり資源を売ったりしないで、ここにある自然と伝統を守りながら開発したい、の二つの案がありました。選択したのは後者の道で、昭和62年にリゾート法が制定される13年前のことです。

取組んでからは、全国の自治体関係者等が頻繁に視察に訪れるほど一躍注目を浴び、全国に「三島町」が知られるようになっていきます。それは、平成元年「ふるさと創生資金1億円」のモデルといわれる評価となり、わが町ばかりでなく全国の農村漁村が疲弊するなかで、その対策の手掛かりを探していたのです。

特別町民数の推移



(2) ふるさと運動 10 年が経過

1) 振興計画から見てくるもの

開始から7年後に当たる昭和55年、最初の振興計画は「当初、ユニークな発想によるまったく新しい社会運動を取り入れた行政として注目された。そして先発の利を生かして多大の効果をあげてきた。しかし、昭和53年頃より、全国的にふるさと志向ブームとなり、類似の名称を使った行政が他町村で実施されるにつれて、より好条件の観光資源・交通・財政力さらにアプローチの巧みさなどにより、わが町は蚕食されそうな情勢にある」と記載されています。

さらに問題点として「①ふるさと運動に対する認識がうすい(経済面が先行して本質的な精神面での議論がなされなかった)②特別町民の意見を聞き、要求に応える努力が不足している(ニーズをくみ取るための組織機構がない)③施設づくりの停滞、④特別町民が減少傾向にある」と現状を伝えています。

また、計画の目標は、公社や民間委託、特別町民に関する事務と住民運動・精神運動の担当部門の検討を行うとしています。

当面する施策では、①特別町民募集の推進②ふるさと運動振興審議会(仮称)の設置③経営部門の委託検討④交流活動の拡大⑤ふるさと探訪ルートの設定⑥首都圏三島会へ支援とふるさと運動支援の要望⑦山村生活体験教室の開設⑧ふるさとの家の拡張、長期的施策では①貸別荘形式の“ふるさと別荘”の設置(旧家屋新築)②みしまの家の開設(ふるさとの家の外に)が上げられています。

56年には生活工芸運動、57年には会費制による三島フォーラムの開校(10回まで)、有機農業運動がスタートしています。58年には地区プライド運動、健康づくり運動が開始され、社会運動といわれたふるさと運動を町内で具現化する行動や就職1年生の集い、企業懇談会、新規学卒者やUIターン者の受け入れ、結婚相談に取り組みましたが、都市部に吸引され続ける人口減少の歯止めには至っていません。

2) 公民館報の掲載記事

昭和 59 年 2 月、『公民館報みしま』はふるさと運動 10 年のあゆみを集めています。

“ふるさとのない人にふるさとを”、“過疎の町に光明を”、美しい自然と素朴な人情、三島町に残された唯一の財産を守るため世の中の多くの人々力をお貸しくださいと呼びかけてから 10 年。405 世帯の特別町民と 140 世帯が 10 周年を迎えたことを報じています。

記事は見出しで「ふるさとは今」と題し、①おばあちゃんのいる本当のふるさと②ふるさとっていいもんだ③若者が誇れるふるさと④生きがいを感じるふるさと⑤あったかい心のふれあうふるさと”、と交流の実際を紹介しています。この見出しは、振興計画が目標としなければならない重要な意味を持っています。

また、特別町民の特典として「農業を愛する会」を立ち上げ、工芸品、牛肉、農産物を届ける物流事業も始めたこと。ふるさとを東京に運ぶ 10 周年記念式典・パーティを開催したことを伝えています。

(3) ふるさと運動 20 年が経過

平成 4 年、三島フォーラム学長を務めていただいた故・安達生恒氏は『奥会津山村の選択—三島町民による「ふるさと運動」20 年の検証』（ぎょうせい出版）を編集しています。安達先生は町民座談会の意見を元に、行政主導から町民主体へ転換を図ることを勧めています。

「ふるさと」のないものはみな「ふるさと」がほしいんだな、それなら「ふるさと運動」と読んだらよいではないか。

やはり「ふるさと」とは、都会からみた言葉である。その言葉をあえて使ったプロジェクトチームは、すでに都会人には「ふるさと願望」の情報が入っており、それにこたえる形で町おこしをしようという意図。外部資本の導入を断ったのは、電源開発資本の苦しい歴史の反省と、それに基づく町長の「哲学」。

当初、特別町民の目標を 2 千人とおき、それが町内に落とす金額を試算していたという。総額 5 億円くらいになるだろうというのが助役の推計である。

三島町の「ふるさと運動」は 15 年にして「中仕切り」の段階を迎えた。これからは、この運動の基本を見直し、再確認して、「子どもたちが誇りを持てる町」「子どもたちが帰ってくる町」を創ること。これを地区、集落段階でどう広げていくか、地区や集落がかつての協同を取り戻し、今の世の中に見合う住民自治の協同体をどうして創っていくのか、それが今後の「ふるさと運動」の問題。

町民が生き活きと暮らし、技を磨いていないところに観光客（光を観る）は来ない。町が始め、町が請負い、町に任せた、「ふるさと運動」の季節は終わった。今度は町民自身が主役となる番である。“わが住むところ、それがふるさと”

(4) ふるさと運動 30 年が経過

平成 17 年には「ふるさと運動 30 年の総括」と題し、民泊を通し交流された体験を持つ特別町民、首都圏三島会、若松三島会、福島三島会の代表の方々を招聘し、町民とのフォーラムを開催しています。町出身者からは、「故郷を護ってほしい、そのために自分たちに何ができるのか教えてほしい。地元の人には商売が下手、もっと工夫すべき」などの意見が出されました。また、首都圏の元特別町民からは「民泊が無くなった今、もう一度取り組んでほしい」と要望が出されています。

(5) ふるさと運動の功績

ふるさと運動の功績の第 1 は、交流事業によって町外の視点が導入されたことです。地元にはなかったのか、顕在化していなかったのかは別としても、雪国で何もない僻村と思って暮らしていた町民に、山村こそ資源大国であり豊かな風習が保持されていることに気づくきっかけが生まれたことです。

例えば、こんな逸話があります。農家に来町者が訪問すると誰であれ「お茶や食事を提供してくれること、自給する農産物などを隣近所に分け与える慣習など、都会では考えられないこと」がごく当たり前の礼儀として残っていました。最初は、「不味いけれども」と勧めていたのが、やがて「美味しい他にはないから食べろ」と変化していくことは、外部の評価によって裏打ちされた自信の現れといえます。

功績の第 2 は、特別町民の方々などの意見を取り入れて町づくりが進められたことです。生活工芸や有機農業がその例です。生活工芸運動の一分野である奥会津編み組細工は国の伝統的工芸品に指定され、工人まつりや生活工芸品展に多くのお客様が訪れてくれるようになりました。年中行事の「雛流し」、「虫送り、虫供養」などが福島県指定重文となり、小正月のサイの神は県と国の重要無形民俗文化財に指定され、高い評価を受けることが出来ました。

功績の第 3 は、外部資本に頼らない山村振興策を選択したことです。これは開発行為や就労機会など強み・弱み双方に影響がありますが、どんな場合でも町づくりの究極的な課題は地元が責任を取れることです。自らの手で自治を護る大切さは大規模観光開発の破たんや原発事故などの災害報道から学ぶ必要があります。

名だたる史跡や景勝地がなく、当時の観光のキーワードは「自然と人情」だけの三島町。しかし、それだからこそ、町の未来に思いを馳せる町民や役場職員のマンパワーが条件不利地域を逆手に取る錬金術となって発揮され、特別町民の誕生と交流人口が増加に結び付きました。ねらいは的中したといえるのではないのでしょうか。

(6) ふるさと運動に不足していたもの

1) 特別町民制度

ふるさと運動については開始以来、振興計画策定の度ごとに前述の改善策が掲げられてきましたが、取組み方や制度の変更は行われていません。近年の特別町民登録は 110 世帯で下げ止まり感の横バイ傾向にありますが、このままではこれ以上増える見込みが期待できない状況です。マンパワーはどこで失速したのでしょうか。安達先生が指摘する「町民が生き活きと暮らし、技を磨いていないところに観光客（光を観る）は来ない」は、特別町民にこそ当てはまると思われます。

2) 民泊の実態

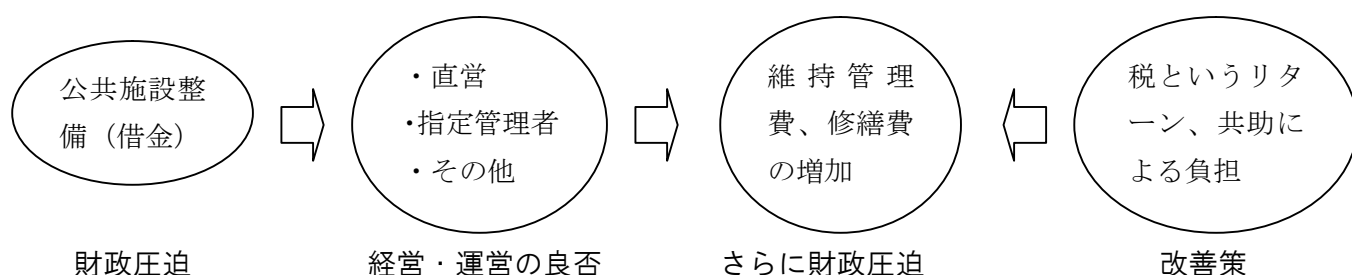
民泊は、平成 11 年から受入れを行われなくなりました。その代り、特別町民はふるさと荘や森の校舎「カタクリ」などを利用して、交流が今も続けられています。

民泊は先進事例として高く評価されたのですが、全国的にはグリーンツーリズムや農泊、子ども農山漁村交流プロジェクト等が取組まれています。他町村が盛んになり、わが町の農泊がなくなったことの違いや差はどこにあるのか、探ってみる必要があります。

	三島町	他事例
①申込方法	最初は役場を経由	直接運営団体か農家
②受入家屋	母屋で同居が大半	別棟・別宅を活用し住み分けが楽
③受入時期	夏休み期間に集中	年間を通して受入
④許可関係	許可無	許可取得
⑤収入	お小遣い程度	農外収入の 3 割を占める事例
⑥情報発信	町が P R	直接運営団体か農家

民泊や農泊をコミュニティ・ビジネスとして経営の視点で見ると、受入時期、許可関係、収入の面で差が開き交流はあっても交易事業の確立までに至らず、制度上の制約と高齢化によって廃止となった理由が分かります。さらに、同じではないにしても似た構造にあるのが地場産業を起こすための第三セクターです。公設民営の観光施設や生産施設である指定管理者の経営が赤字状態となり、地域の活性化のために貢献する好循環システムとして機能するか、悪循環に陥るかの岐路となっています。

平成 8 年の公営施設の決算時の状況は、「(旧)国土庁調べ」によると半数近い 45%が赤字経営、収支がほぼ均等 27%、黒字経営は 22%しかないと報告しています。わが町も例外ではなく、民泊も三セクも何のために誰のために起こしたのかを専門家を交え、改めて問い直し原点に立ち返ることが求められています。



(7) 反省と今後の見通し

ふるさと運動当初の「都会の人にお金と知恵を出して頂く」ねらいは、自助努力で自立をめざす志向性より町外へ依存する体質の方が強くはなかったかどうか。「ユニークな発想による、まったく新しい社会運動を取り入れた行政」は、行政の範疇より観光の市場外流通といえ、市場原理に左右される経済構造に一石を投じたとしても、条例の定めもなく「ニーズをくみ取る組織機構がない」とすれば、調査や研究もおろそかになり対応策が立てられないことになります。知恵は現場と地元にあります。定住人口と特別町民の激減は軌を同じくしており、特別町民を待つ姿勢から町民を主体に転換することが唯一の解決策と思われます。

4. 町民の声、意見

12月21日 第1回 振興計画審議会

- ・30年間の総括評価。どこが良くどこが悪いのか。ケリをつけないと次に進めない。
- ・地域に活気があることで町づくりが成り立つ。
- ・もっとテーマをしぼったほうが良い。町民に理解してもらうためにも。
- ・所得制限が町の発展を抑えてきた。
- ・第3次の反省を第4次に反映してもらいたい。計画ができてからの広報の仕方も考えて。
- ・経済の活性化なしでは町づくりは進まない。経済が疲弊している。
- ・若い世代が自分の意見を持っていない。どうしたら若者の意見を吸い上げられるか。
- ・町民参加、町民の意欲が無いと進まない。住民教育も大切。
- ・せっかくの情報通信網を活用した教育環境、大人も子供も明るい気持ちで生活できるよう。
- ・役場、小・中学校の冷房設備について。(学校を優先すべき)

2月4日 第2回 振興計画審議会

- ・学校給食についての考えは→お弁当サポート、お弁当SOS、お弁当教室など
- ・山びこの通年開館とは→地域づくりの拠点として歴史文化基本構想に基づき活用。
- ・集落支援員とは→まだ動き出していない地区を中心に支援。観光交流事業を地区にも。
- ・みしま宿2階の料金が安い。山三跡地の活用は？
- ・高齢者福祉・介護が記載されていない。
- ・観光交流事業（着地型観光）は雇用につながるのか疑問。
- ・子育て（教育）学校間の交流が大切ではないか。
- ・町民センター等町民が気軽にお茶を飲んだり休んだりして、語らい、集う場がない。
- ・10年後の目指している姿は？耕作放棄地対策や農家が少ないことが最大の課題。
- ・今後の建設業界の人員不足に対する不安。
- ・停電の問題。地中化や伐採等の電力への要望すべき。
- ・コンパクトシティというのが停電が3日間も続いた現実や桐源郷の表現の違いに違和感。

2月8日 議会全員協議会

- ・資料は事前に配布されないと、意見することができないため再度全員協議会を開催すべきである。
- ・新しい公共というのがわかりづらい。町内での動き方がわからない。大都市であればよいが。
- ・地区の目標は高齢化が進み、いかに地区の中で生活していくかが最大の課題。振興ではなく生活を維持することが大切。地区にとって大切なものなのだから、もっと時間をかけて練り上げるべき。

2月17日 第2回議会全員協議会

- ・審議会等一般住民の参加は？
- ・当計画以外の多数の計画があり、関連性は？
- ・行政評価はまちづくり基本条例でも入っている。
- ・日本一の桐の里づくりを第3次でも取り組んでいる。今後引き継ぐためにも、いまの成果を評価しなければならない。日本一の桐の里づくりを目指すべき。そのためにも、桐に対する具体的取り組みをもっと計上すべき。

- ・桐のオーナー制度はやめた方が良い。
- ・第3セクターの「赤字から黒字」への表現は『経営改善』などにすべき。
- ・新しい公共にどのように取り組んでいくのか
- ・広域連携と広域連合の違いは？
- ・振興センターの今後の在り方。地域での暮らしや教育の視点も必要。
- ・雇用の場づくり「農業」、「遊休農地対策」「空家対策」は急務。
- ・もっと厳しい視点で第3次を評価すべき。
- ・「振興」計画という表現がいかがか。
- ・地区の振興が町の振興。町の予算にも反映できるように。

【2月24日】第3回振興計画審議会

- ・計画策定の趣旨が分かりづらい。文章が長くわかりづらいので整理が必要。
- ・エネルギーの問題として、燃料の問題（JASS）に対する町としての具体的な方策はあるのか。
- ・なくてはならない商店・ガソリンスタンド。商工会との関係。
- ・「桐源郷をめざして」なら桐の植栽などの具体的取り組みを入れるべき。
- ・町民参加のまちづくりについて、何をどうするのかを具体的に。
- ・コンパクトシティ、宮下での新築はほぼない。他から来た人たちに具体的な方策を示せるように。
- ・コンパクトシティについては日本語に読み替えて表現した。読み手に意味が伝わるような配慮には気をつけたいと思う。
- ・GSについて、町や町民一口いくらの資金で取り組むなどの体制をつくる必要がある。
- ・住宅・宅地整備がやっと本腰になったと思う。
- ・行財政改革、具体的にどのような取り組みをするのか。
- ・行政評価と人事評価が実際どうなのか？どんなやり方をするのか。（職員のやる気が起こるのか。）
- ・臭気対策について、導入時期に臭気対策について、なぜその当時に調査をしっかりとしなかったのか。
- ・商店街がなくなり買い物過疎になる不安。共同出資による販売店（商店）の建設などは、町や商工会で対策は練れないのか。
- ・商店が無い集落がほとんど。商売をするだけの消費人口がいないことが問題。
- ・地域の商店が無ければ、生活の質が極端に落ちる。商店と地域を結び付けることを。
- ・町が商店をやれば個人商店が衰退する。中心市街地（コンパクトシティ）の項目で検討する必要がある。移動販売などの存在もある。
- ・移動販売などの存在もあるが工夫して考えてほしい。光ファイバーを活用した買い物支援など。
- ・「行政はここまでやる、ここまでしかやらない」→『行政と町民の役割分担』に表現を変える。
- ・学力向上対策については具体的に計上していただきたい。
- ・二地域居住の推進の意味がわからない。
- ・『世代間交流』は学校教育の中でも、ぜひ検討いただきたい。
- ・文化的・歴史的なものに入っているが、楽しみのための文化活動・芸術・スポーツ活動が盛んなので、文言に入れるべき
- ・遊休農地の対策は、具体的考えがあるのか。
- ・三島町は農地が少ない。今までの農地、農業の基本的な取り組みが必要。
- ・不在者農地が増えている。国挙げて取り組む必要があると訴えてきた。
- ・町内にソフト事業はいいのがいっぱいある。何かカチっとはまればすごいことができるのではないか。

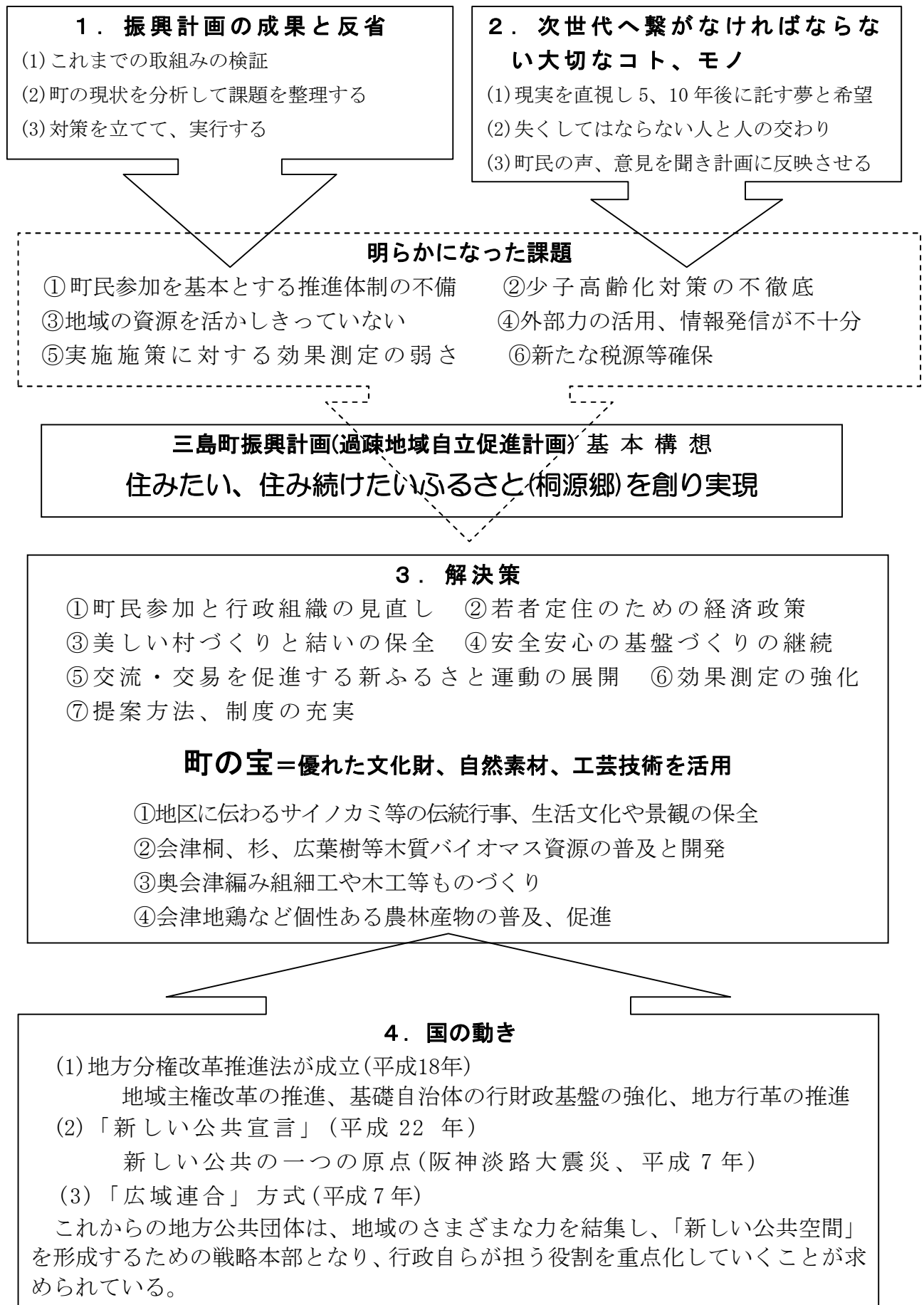
- ・地域包括支援センターと社会福祉協議会の人員配置の問題。
- ・桐寿苑は、4割が町外からの従事者。人口は減っているが、介護認定者は増えている。
- ・全計画の検証の「良いところ・悪いところ」を年表に標記すべき。
- ・グラフの数字が小さいので、簡素化できるものは修正すべき。
- ・基本計画と実施計画の意味の表現。
- ・地域の人が先生だった。信頼される役場になることが最優先。

3月1日 議会全員協議会

- ・未来に対する希望的な観測のみであれもこれもやるのではなく、切れる事業は切ることも重要である。
- ・将来に希望が持てるような将来像を描き、過去の人口は小さくしても将来の推計をより明確に大きく取り上げるべき。
- ・商工会の割引制度は3割引だったことが評判良かった、もっとやるべき。若松だと3～4万の家賃、町営住宅家賃撤廃などの定住対策も検討すべき。二地域居住は、冬場いなくなる可能性が大であり、不安要素もある。他町村でやらないような取り組みを三島でやらなければ、外の目に留まらない。過去のふるさと運動は「待っている」体制であった。
- ・大登・中川井の平地を住宅地としてはどうか。
- ・安全・安心に豊かさや便利さなど、当たり前なのに何か一つプラスして得をしたと思えるようなものなければ魅力がなく、人は動かない。
- ・三島町は面白いという声がある。昼間は人が少なくとも夜間人口は膨れる。「住むなら三島」と言われるような町づくりを進めてもらいたい。
- ・町外の人を呼び込む視線だけでなく、今住んでる人が出ていかないような施策。目標値を目指し、実施計画等具体的な計画でより具体的に明示していくことが大切。
- ・5年後の基本計画・実施計画でよく検討すべき。ふるさと運動は町づくりの原点、新ふるさと運動については早急な取り組みが必要。
- ・工人まつりについては、人が来たからよかったですだけではなく、毎年テーマを設定して取り組みことが必要。ふるさと運動については、町上げて人が集える体制をつくるべき。
- ・町民が希望を持てる、喜ばれるような表現を入れた方が良い。
- ・ふるさと運動は、都会から来る人も地元の人と一緒に取り組めるような体制を築き上げていくことが必要である。
- ・地域の良さをPRするために、前とは違うということをどう表現するか検討が必要。
- ・こういう時だからこそ、財調基金を崩してでも地場材を活用して住宅整備等へ思いきった予算措置をすべきである。
- ・町が大きな借金を抱えているので、行政はひるんでいる。温泉を活かした住宅整備など三島らしい取り組みをしてほしい。
- ・老人福祉はすごく充実しているが、若者には優しくない町だと話をよく聞く。
- ・ノビノビとした表現をして、希望をもてるような計画書にするべき。
- ・今の子どもたちは忙しいのか、なかなか昔ながらの伝統的なことを教えてあげる機会がない。子どもたちにとっても希望のある計画にしてほしい。
- ・先日の若松三島会の席上で、地区の存続について非常に心配されるかたがおり話を聞いた。地区の維持と人口減少への歯止めが、今後の町にとって最も重要である。

基本構想

第3章 基本構想 1. 構想のフレーム



2. 基本テーマと重点施策

住みたい、住み続けたいふるさと (桐 源 郷) を 創 る

—どこにでもある ここにしかないふるさと—



タイトルの設定は、わが町特産である会津桐の花咲く景観は理想郷(桃源郷) 相応しく、また、わが国を代表する御紋に選ばれていることから、これを護り発展させることを目標にしました。

また、サブタイトルのふるさとを大事にすることは住んでいる人も、出身者も皆同じ思いですが、どの自治体でも行わなければならない施策を基本に、わが町しかできない個性を活かすために用いました。

一町全体が桐の花で埋まり、町民みんなが幸せに暮らせることをめざして—

重点施策

1. 推進体制の整備

町民参加のまちづくり

行財政改革

新しい公共
の形成

広域連携の推進

2. 若者定住対策

雇用の場を
確保

住環境の
整備

学ぶ場を創出

町民が
主役

3. 美しい地区づくり

美しい景観の
形成

文化財の
保存・活用

社会福祉や結いの
充実

4. 安全・安心な 基盤づくり

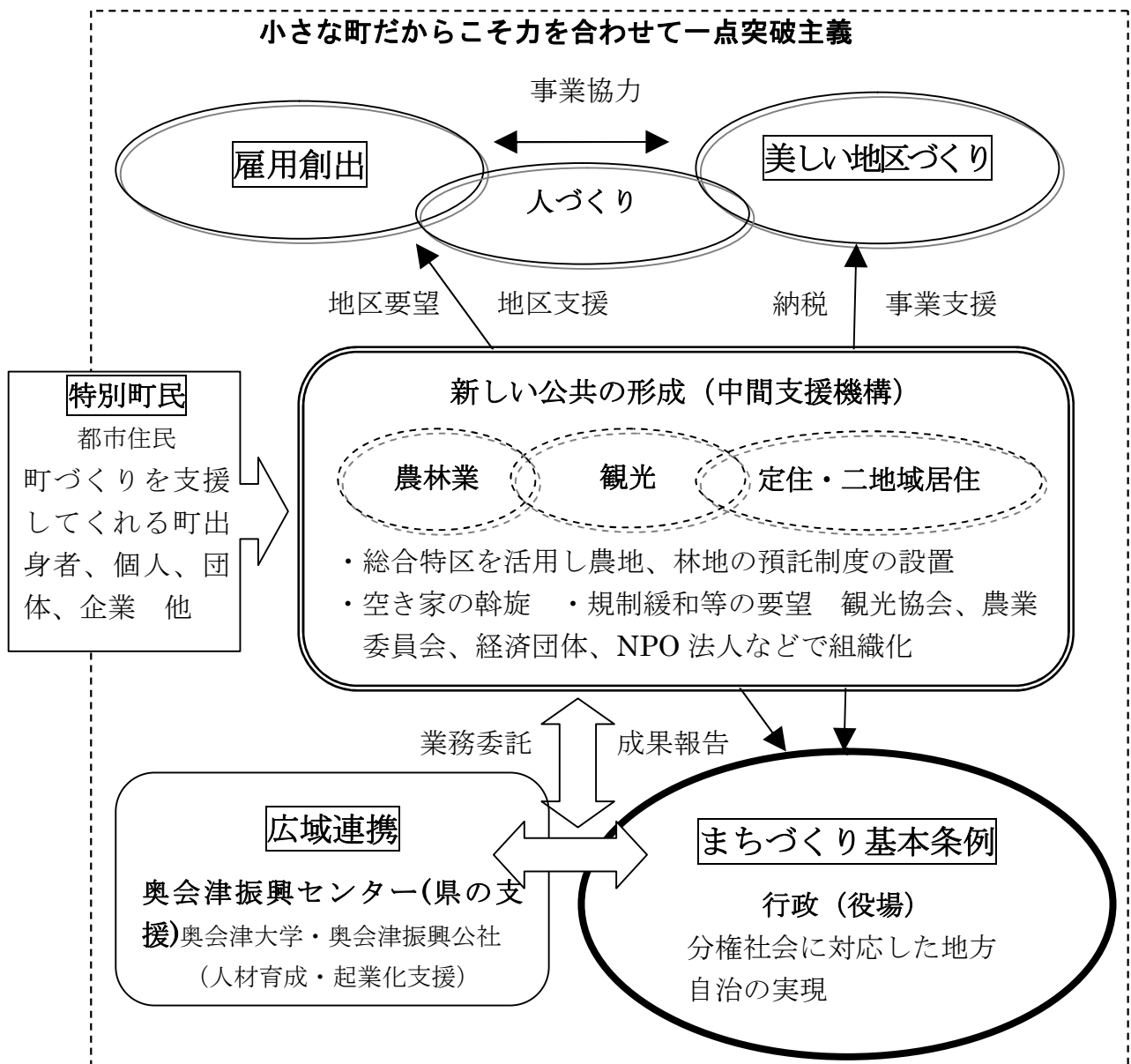
保健福祉
の充実

社会生活
基盤の充実

危機管理体
制の強化

中心市街地
公益機能の
確立

3. 新しい公共の役割



新しい公共としての中間支援機構

わが町の町づくりは、これまで行政と地区、第三セクターをはじめとする指定管理者や民間団体と雇用の確保や地域づくりを協働で行って来ました。しかし、この間、地区については、全地区数の半分以上が「限界集落」と格付けられる事態が生じています。この現象は遊休農地の発生と荒廃、林地化、林地の不在村地主化などを生産基盤の崩壊現象に対応できなかったことが一因です。同時に行政(役場組織)だけでは解決が困難であることも分かってきました。

会社組織についても変化がみられ、これまでは株式、有限などが一般的でしたが、現在は企業組合、合同会社、NPO 法人など新しい組織が事業目的に沿って設立されています。

このような全国的な背景を受けて総務省は平成 17 年度、公共サービスを行うのは行政のみではないとの答申し、内閣府は平成 22 年度、地元提案型の「総合特区」制度の公募を行っています。今後、町内においては各方面での課題解決を図るために、行政と民間団体が一体で進めるあたらしい公共組織の設立、町村間においては広域連携事業や広域連合への取り組みを進めます。

基本計画

第 4 章 基本計画 1 推進体制整備

1. 町民参加と危機管理体制

現状と課題

1) 町民参加のシステムを確立

町民参加の充実方法として、平成19年のアンケートは①地区座談会の充実37%②町民ひろば30%③広報みしま18%④アンケート15%となり、町民の意見の聞き方についてお互いの顔が見え、直に意見が伝わる機会をより多く望んでいることが分かります。

自由記入欄には「行政主導ではなく民間団体が率先して行動すべき」、「住民間のネットワークづくりとその充実」、「役場職員と地区住民の話し合いが大事」、「隣近所の連絡・助け合い」などが記載されていました。また、町に住んでよかったことについては「自然豊かで環境が良い」、「温泉等の施設が多い」、「近所付き合いがある」、「駅や高速インターが近い」、「心の温かい人が多い」、「風・水・地震の被害が少ない」、「病院がすぐそばにある」、「バス運行がうれしい」とわが町の特質を評価しています。

反面、将来不安に感じることは「行政破綻への住民の無理解、行政の町民への無関心」、「少子高齢化、町の将来が想像できない」、「全てが不安、将来の見通しが立たない」、「若者にもっと元気を取り戻して欲しい」、「高齢化による雪対策」、「町内に働く場がない」ことを上げており、これらの意見は現在も変わっておらずどのように活かしていくかが大きな課題です。

そのために最も重要なことは、役場や行政機関がおざなりでなく、きめ細やかに町民の声や思いを聞くことです。そして、議会との緊張を持続しながら対立ではなく協調していく関係を高いレベルで築くことだと考えます。

議会は「自治体の決定者であり、監視者、提案者、集約者の4つの役割を持つ」（日本経済新聞、平成23年3月1日、佐々木信夫中央大学教授「地方の乱を考える、議会の『与党化』機能損なう」から）といわれます。わが町は平成23年度から「一問一答制」の導入をはじめとする議会改革に着手しました。まちづくり基本条例を推進し、町民が生き生きと参加できるシステムの確立を図る第一歩と考えます。

2) 危機管理体制の強化

平成22年暮れ近くのドカ雪は倒木による通行止め、停電、固定・携帯電話の不通話など大きな被害をもたらしました。一度に大量の降雪(二晩で160cm)は誰もが困り、特に生活弱者といわれる一人暮らしの高齢者世帯など生活全般に影響を及ぼしました。また、平成23年3月東北関東大震災は予測を超えた大惨事となり、国、県、町をはじめとして世界の国々を巻き込む事態に至り、これまでに体験したことがない対応を迫られています。これらの対策については日頃から最悪のことを想定し、関係機関と連携を深め対応することが求められています。

主要事業（具体的取り組み）

- ・ 町民と地区担当職員の協働による地区振興計画（仮称）の作成
- ・ 町民集会（地区座談会、町民ひろば等）の開催方法の検討
- ・ 奥会津振興センター等に広域で対応する危機管理対策本部（仮称）の設置検討

1 推進体制整備

2. 行財政改革

現状と課題

平成19年の町民アンケート、今、行政に期待することの問いに「10年後20年後に町が生き残っていけるよう今から長期ビジョンを持つての行政活動」、「小さな声をまず聞く耳・姿勢を持つて欲しい」、「子育て支援・遊具の整備」、「若者の働く場」、「少子化の歯止め・若者定住策」が寄せられています。

また、住民サービス（自由記入欄）では「よく努力している、職員の努力が感じられる」や「職員のマナーが悪い」、「もっと住民に顔を向けた姿勢が必要」、「住民に対するサービス精神が感じられない」と厳しい意見が出されています。改善はされたのでしょうか。今後も続く基本的な課題です。

平成 年 の第2回町民ひろば「町の姿が見えない」ことへの対応策として、役場職員の意識改革では①行政評価システムの導入（行政経営改革）～町民と行政の役割分担～②町民・職員と協働で進める研修制度の実施③業務の民間委託化④公会計制度（複式簿記）の導入⑤職員給与の適正化（人事評価システム・能力給の検討）が掲げられています。

②と③以外は着手されていないのが実情で、行材改革についても職員のマンパワーが期待されており、次の指摘を取り入れながら課題の解決にあたります。

まちづくり基本条例（町職員の責務）

第12条 職員は、まちづくりの専門職員としての誇りと自覚を持ち、誠実かつ能率的に職務を執行するとともに、まちづくりの基本にたち、自らもまちづくりを担う一員であることを自覚しなければならない。

久留米市監査委員が提言する自治体および組織の活動に必要な能力

個人・個性、多様、競争、共生・協働・ネットワーク、自主自立・自己責任・自覚、自浄・職業的倫理(使命感等)、知力・創造(先見性を含む)・専門・学習、変革・改革、挑戦・勇気、デジタル化・スピード化

日本総合研究所 山中俊之 行政における人事改革の3つの要諦 2002年

「行政における人的資源マネジメントの欠落が、行政の制度疲労の最大要因の一つである」

人的資源マネジメントの欠落は、①行政活動の目標や成果の不明確化、②職員の危機意識や当事者意識の欠如、③能力開発・能力開発に向けた取り組みの不備等の問題を発生させている。

そしてその結果、行政活動における成果の達成が不十分なものとなっている。

第一に、行政活動の目標や成果の明確化の観点から、行政が何をなすべきかについて組織のミッションから敷衍して徹底的に検証することが不可欠である。

第二に、当事者意識や危機意識を植え付けるため各職員レベルでのミッションからブレイクダウンされた目標の設定が不可欠である。

第三に、各職員レベルでの「キャリア・ディベロップメント」の確立が不可欠である。

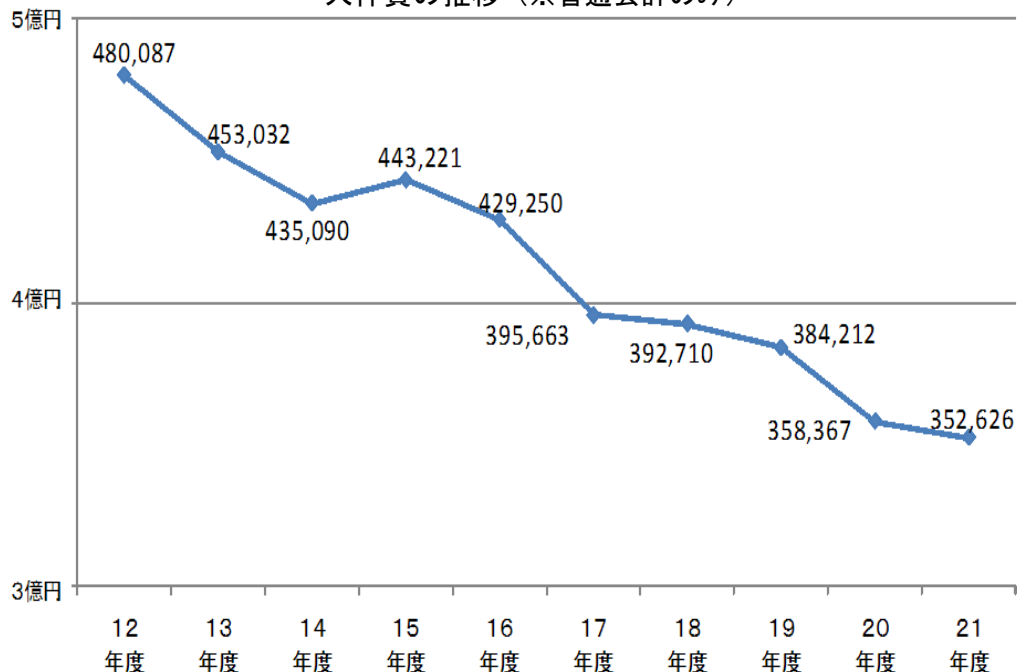
職員数と人件費の推移

人件費については、職員数を平成 11 年から平成 23 年度までに 20 名を削減し、また町議会においても定数の削減と報酬の減額をするなどして、大幅な人件費の削減を行いました。今後も職員については計画的な定員管理に努めます。

一般職員数の推移

年度	人数
H11	59 人
H12	56 人
H17	47 人
H18	46 人
H19	44 人
H20	43 人
H21	43 人
H22	41 人
H23	39 人
※ H 2 3 定員管理計画 の見直し	

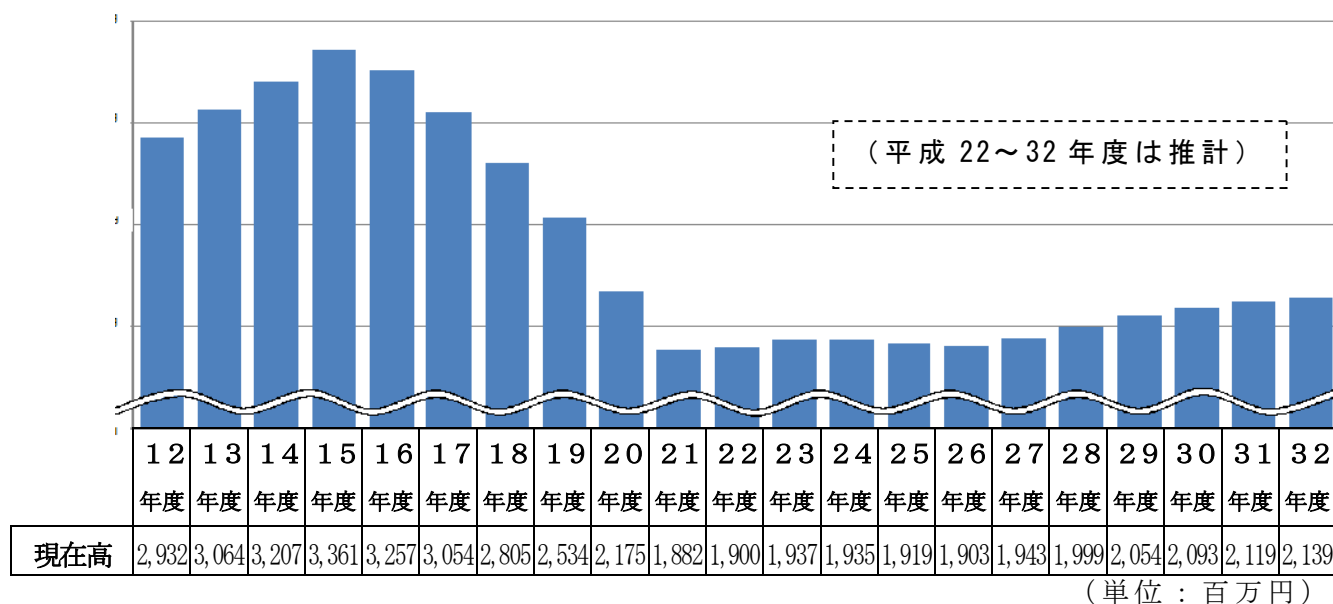
人件費の推移（※普通会計のみ）



地方債現在高

地方債とは、「地方自治体が発行する債券」＝「地方自治体の借金」を意味し、地方債現在高とは借金の残高のことです。

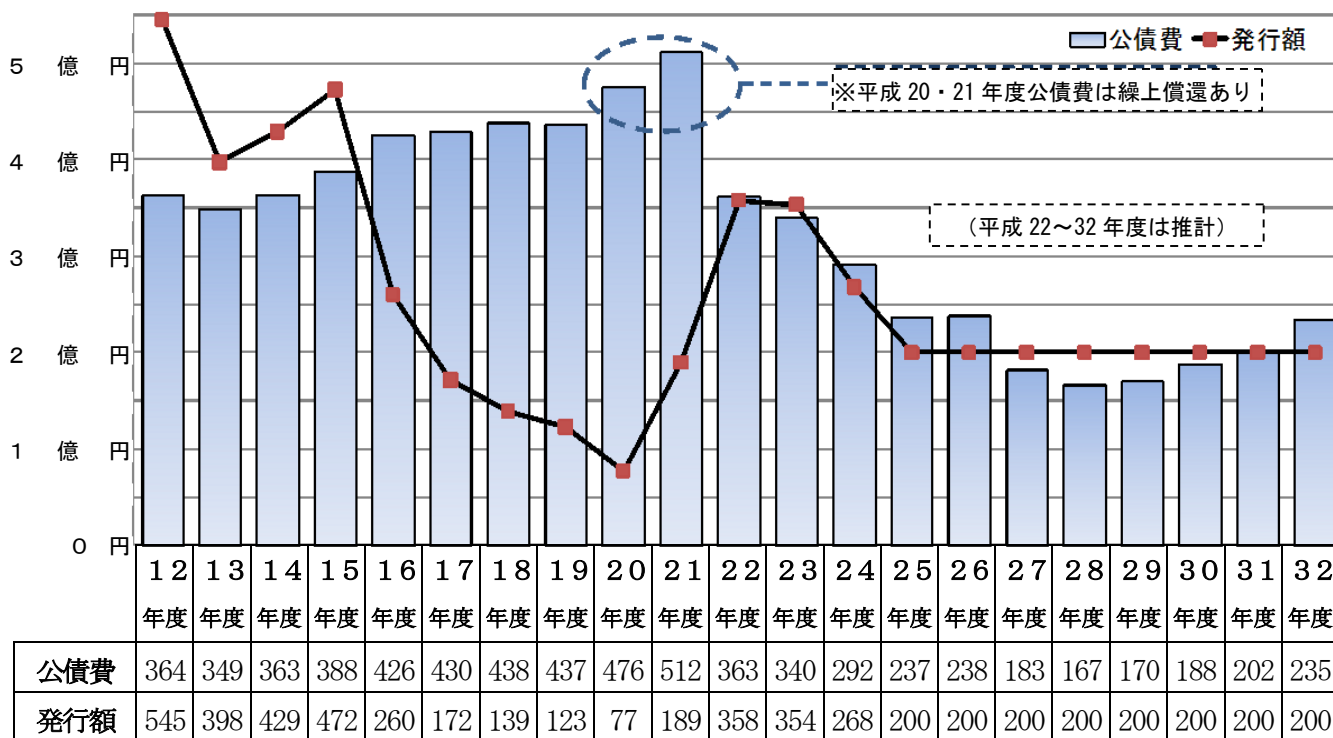
町では、これまで補助金なども活用しながら様々な公共事業（学校建設、道路の整備、福祉施設など）を行い、その不足分を地方債（借金）を利用してきました。これら借金を毎年返済してきている残高が現在の金額となっています。



公債費と地方債発行額の推移

公債費とは、町が借り入れた地方債（借金）の元利償還金及び一時借入金利子の合計額をいい、過去の借金の支払いに要する返済金です。また、地方債発行額は借金の借入額となります。

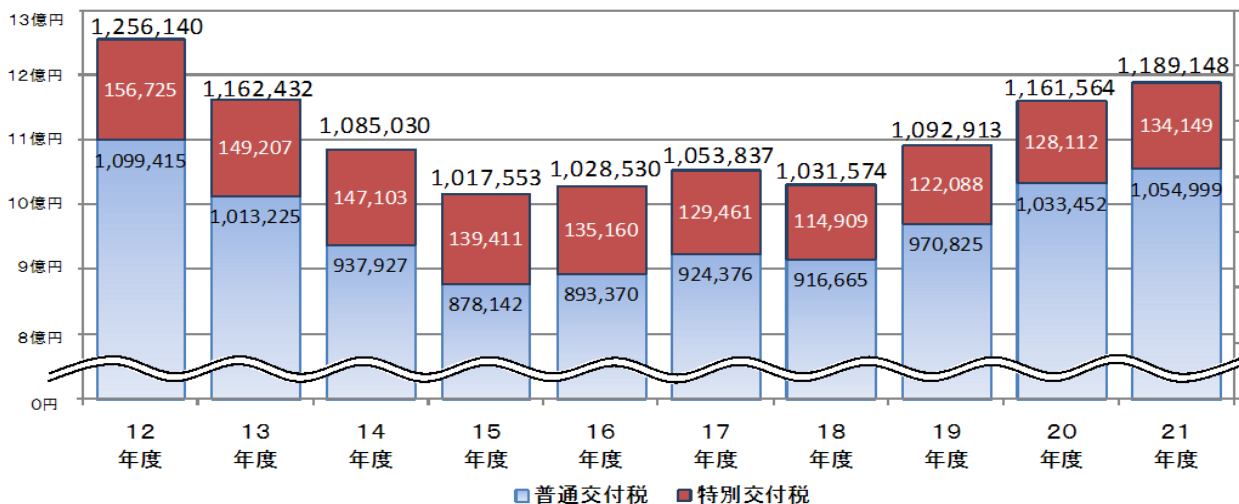
平成 15 年度以前は様々な公共事業を数多く実施してきたことで、返済額よりも借入金額が上回っていた時期もありました。その後平成 16 年度以降は大きな事業を抑制しながら借入残高の減少に努め、現在に至っており、今後もバランスを保ちつつ事業実施に取り組めます。



(単位：百万円)

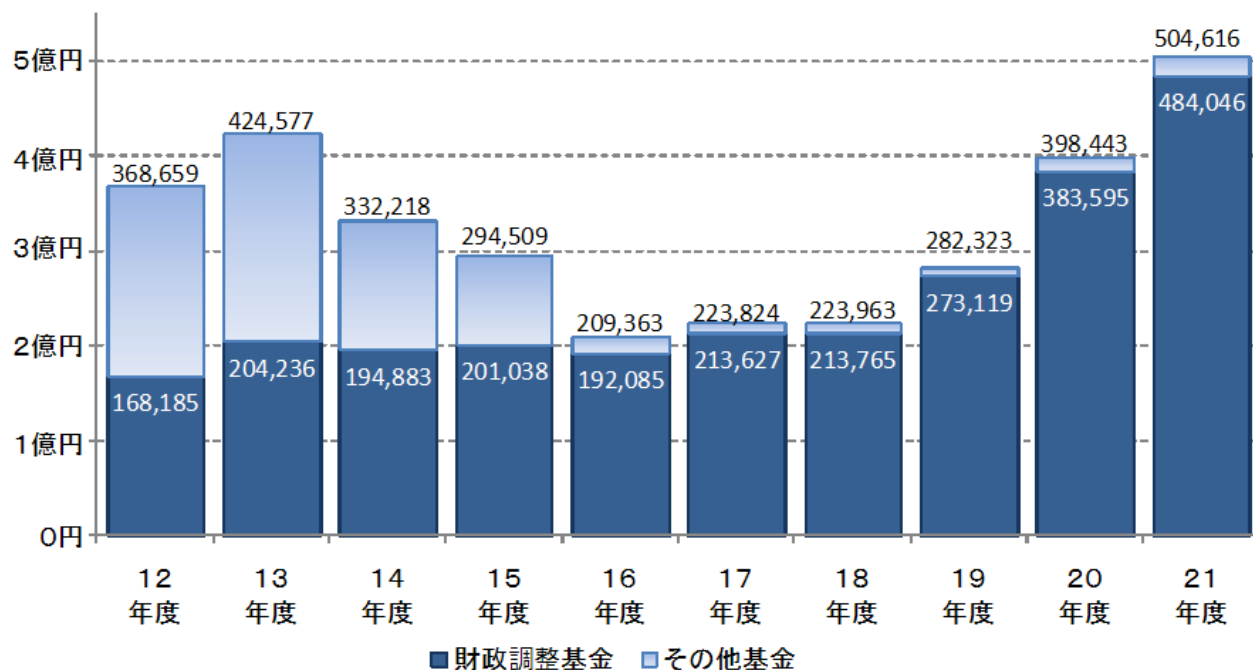
交付税の推移

国が都道府県や市町村などの地方税収入の不均衡による地方公共団体間の財政力格差を調整するために行う地方財政調整制度で、自治体独自の判断で使える一般財源として交付されています。近年は、一見増加傾向にあるようにも見えますが、不安定要素も多く、予測が立てにくい状況です。



基金の推移

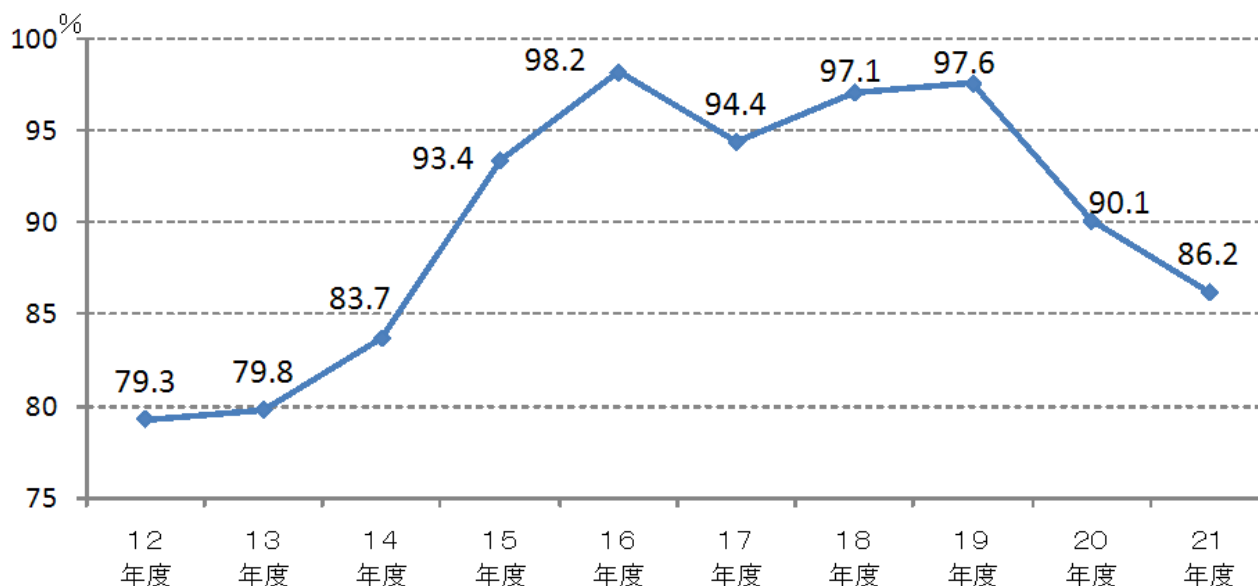
平成 16 年度からの数年間は財政が大変厳しく、財政調整基金をはじめ各種基金を取り崩し、財政運営を行ってきた経緯があります。その後、町民の皆さんをはじめ町が一丸となり行財政改革を進めた結果、現在まで回復してきました。しかし、今後も歳入においては大きな伸びは望めないことから、災害時等の支出に備えた基金の確保に努めます。



経常収支比率

経常収支比率とは、町税や地方交付税などの経常的な収入に対し、人件費や公債費などの経常的な支出の割合で、財政構造の弾力性を表す指標です。

三島町の平成 21 年度の割合は 86.2% で、県内市町村の平均 87.7% よりも若干下回っています。しかし、三島町の財政は、地方交付税に頼っていることなど不安定な状況にあり、経常的な経費全般の抑制に努めていきます。



計画の目標

平成 21 年度決算において実質公債費率【15.6%】〔平成 20 年度 17.8%〕経常収支比率【86.2%】〔平成 20 年度 90.1%〕と改善しつつあるものの、今後も地方交付税や町税等の減少が見込まれ、財源の確保と重点配分による効率的な事業執行が求められます。

また、多様化する町民ニーズや社会経済の変化に即応できる行政組織と事務事業の見直しを行い、尚一層の行政のスリム化を行います。また、行政評価制度を取り入れるとともに、第 3 セクターや指定管理者の経営についても町も一体となり取り組んでいきます。

「行財政改革推進計画」（自立再生計画）を作成し、「第四次三島町振興計画」と両輪での町づくりを進めます。

主要事業（具体的取り組み）

- 行財政改革推進計画（自立再生計画）の策定
- 定員管理計画の策定
 - ・職員の計画的な定員管理
- 行政組織、庁内プロジェクトの見直し
 - ・効率的な組織体制と横断的組織体制づくり
 - ・地域課題を解決するための弾力的な機構改革
- 未利用財産、公共施設の有効活用、処分
 - ・町有財産の有効利用
- 公共料金、受益者負担の見直し
 - ・上下水道、町営バス等の料金体系、農地災害復旧等
- 第 3 セクター、指定管理施設の健全経営化
 - ・町関連施設の健全経営に向けての取り組み
- 町税の滞納整理対策
- 民間業務委託の推進
- 事務事業評価の導入

施策評価指数と目標値

項目	平成 2 2 年度		平成 2 7 年度
経常収支比率	21 年度決算 86.2%	→	26 年度決算 85.0%
行政評価制度の導入	未実施	→	実施

1 推進体制整備

3. 広域連携の推進

現状と課題

近年は、行財政の効率的な運営が求められていることから、行財政改革などの各町村での取り組みはもちろんのこと、一層効果的な行政運営ということから町村共同の事業実施がみられるようになりました。本流域でも、奥会津振興センターによる流域全体の活性化策や事業展開を目指しています。

観光面では、只見川ライン観光協会や只見川電源流域振興協議会による様々なイベントや事業を実施しています。

また、国においては後期高齢者医療制度と同様に国民健康保険についても、広域連合による取り組みが検討されています。

計画の目標

近年は県、町村間の積極的な広域的な活動が活発化し、新たな組織も立ち上がるなど、広域連携事業や事務事業の広域化なども進んでいます。わが町においても、より高度な住民サービス、より魅力的なまちづくりの実現を目指して、広域連携の様々な可能性を調査・研究していきます。

特に、企業誘致や産業振興、交通システムについては、広域的視点で奥会津振興センターを窓口として調査研究を進めます。

主要事業（具体的取り組み）

○ 広域行政による事業の推進

・ 奥会津振興センター

└奥会津5町村活性化協議会…町村連携による企業の誘致、交通体系の検討
└只見川電源流域振興協議会…広域的観光の推進

・ 只見川ライン観光協会……………只見線のS L運行による観光の推進

・ 会津地方雪交流推進ネットワーク会議

……高齢者等の除雪体制の補完（除雪ボランティア）

施策評価指数と目標値

項目	平成22年度		平成27年度
誘致企業・起業数（22年度以降）	0社	→	3社

1 推進体制整備

4. 新しい公共の形成

計画の目標

基本構想に掲げた「町民参加と推進体制づくり」の新しい公共（中間支援機構）は、従来行政がその多くを担ってきた領域と、行政のみでは実施できなかった領域を官民共同で担うものです。町民・企業・行政等がともに支え合う仕組みや体制が構築された町を目指します。

中間支援機構における具体的取り組み

中間支援機構とは、「新しい公共」を実現するため、町民・企業・行政等の間にたち、従来から公共の分野を担ってきた行政と共に、新たな担い手として様々な活動を支援する組織です。町民主体で設立された各種団体等への指導や情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行います。

- ① 森林バイオマスの活用促進、森林・農地の預託制度等
- ② 農商工連携 ③ 着地型観光 ④ 定住・二地域居住 ⑤ 基金の創設
- ⑥ 総合特区制度への取り組み



【総合特区制度による取り組み内容の例】

○規制の特例措置

- ・ 農地・森林、住居の総合的預託制度の創設に向けた諸法令の整備
- ・ 建築物の用途変更基準、消防設備の設置基準の緩和
- ・ N H K 放送受信料の免除
- ・ 過疎バスの弾力運行

総合特区とは・・・

地域の自立的な取り組みに基づく個性ある地域活性化及び今後の国全体の成長戦略の観点から、複数の規制の特例措置及び税制・金融・財政上の支援措置等を一体として実施。

○税制上、財政上、金融上の支援措置

- ・ 総合的預託事業に係る預託期間の運営費補助
- ・ 古民家維持に係る税の優遇措置及び減収補填措置、改修への助成措置
- ・ 地元企業の無利子又は低利の貸付制度の創設（新分野進出促進）
- ・ 水力発電地域の企業立地の電気量減免制度の創設
- ・ 個人市町村民税、県民税均等割の免除及び減収補填措置
- ・ J R、高速道路の料金優待
- ・ 二地域居住者への支援・交流活動を行う地域づくり団体への活動経費助成

○拠出金の募集

- ・ 新しい特別町民の位置づけ

① 特別町民の年会費 ② ふるさと納税 ③ 新たな社会構築に向けた拠出金の一体化と基金化。（水資源を守るための森林・農地整備の基金 等）

2 若者定住対策 1. 雇用の場を創出

(1) 耕作放棄地対策（農業振興）



現状と課題

わが町は、耕作放棄地の割合が県下ワースト1となり、遊休農地解消は、わが町の農業にとって重要な課題です。

遊休農地の発生は、農業所得を支えていた養蚕や葉たばこ等の主な換金作物が衰退し、それに変わる新規作物を探し出せなかったことや、その間、農業以外の就労の場ができ、経済的にも安定していたことなどから、農業離れが進み、後継者不足、従事者の高齢化が進んでいます。

また、畑地については多くの桐が植栽されており、ほ場整備を行うことができず農道や用排水施設が未整備な上に、経営規模拡大のための農地集約の体制も整っていません。

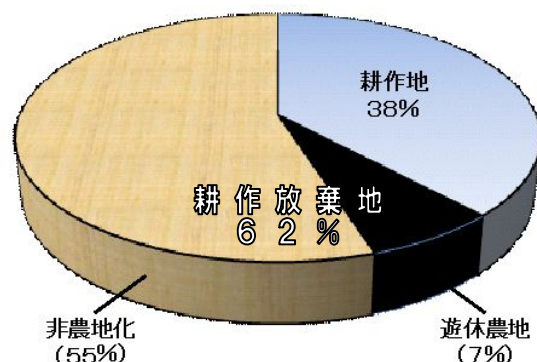
このようなことから、荒地には雑木が発生するほか、杉等の植林が山間部から農地の不耕作地にも適用され、今後も復元できない農用地が増えています。

こうした状況は、悪循環となって隣地で農業を主体的に営む専業・兼業農家にも悪影響を及ぼし、景観の悪化や地域活性化を阻害しています。

【三島町の農地の状況】

(※平成21年度 農業委員会 一筆調査より)

耕作地	238.24ha
耕作放棄地	389.09ha
（うち遊休農地	41.79ha）
（うち非農地化	347.30ha）
計	627.33ha



計画の目標

生産振興による遊休農地解消には、販売、消費が見込まれる作物の選定が不可欠です。

古くから、わが町でも栽培しているソバは、多くの土地を利用し、生産の手間が他の作物に比べ簡易で、技術的にも普及しており、栽培適地でもあることから、振興作物として推進します。

また、作付体制についても、農業法人や集落営農等組織的に取り組めるよう生産体制を整え、そば加工場に整備した石臼製粉機を活用して、こだわりのそば粉を生産し、ブランド化を図り、町内飲食店を中心として提供できるよう一体的な体制を整備します。

また、農家の後継者不足、高齢化の課題もあることから、今後も農作業の受委託の推進や、担い手への農地集約についても重要な施策になってくることから、その体制についても状況に合わせながら対応します。

町の農業振興地域整備計画は、昭和60年に策定されて以降、簡易な変更等を加えながら現在まで続いており、町の農業施策を根本から見直す必要があります。農用地区域として、農地保全を行う区域が現況と大きく異なる部分が見られるようになっていきます。

農用地区域を見直し、守るべき農地と林地化された区域の取り扱いを決めなければなりません。この計画を見直すことにより、林地には林業の補助金で、農地は農業の補助金により振興を図っていきます。

わが町を代表する特産品の桐については、成木する割合が低いことから林業研究センター等関係機関と連携を図り、調査・研究・試験を通して、栽培技術の確立を目指します。

主要事業（具体的取り組み）

○農業振興地域整備計画書（農用地区域）の見直し

○各種補助事業の組み合わせによる景観保全対策

- ・中山間直接支払事業、農地・水・環境保全向上対策事業、戸別所得補償制度、里山整備（鳥獣害対策）、農道等原材料支給事業等（地区の景観保全と活性化）

○特産作物振興

- ・ソバ…作付による遊休農地解消、石臼挽き製粉機を活用しブランドそば粉として飲食店・旅館で提供する組織体制の確立
- ・畑作わらび生産の推進、山菜の新商品開発、健康野菜（有機農業・減農薬野菜）の推進
- ・会津桐の生産・加工・販売の推進
- ・花卉、葉タバコ、酪農、会津地鶏関係団体や認定農業者、集落営農、農業団体との連携

施策評価指数と目標値

項目	平成22年度		平成27年度
遊休農地の解消	41.79ha	→	32ha
農用地区域の見直し	240ha	→	180ha
国土調査実施済面積	51ha	→	80ha

2 若者定住対策 1. 雇用の場を創出

(2) 里山整備事業（林業振興）



現状と課題

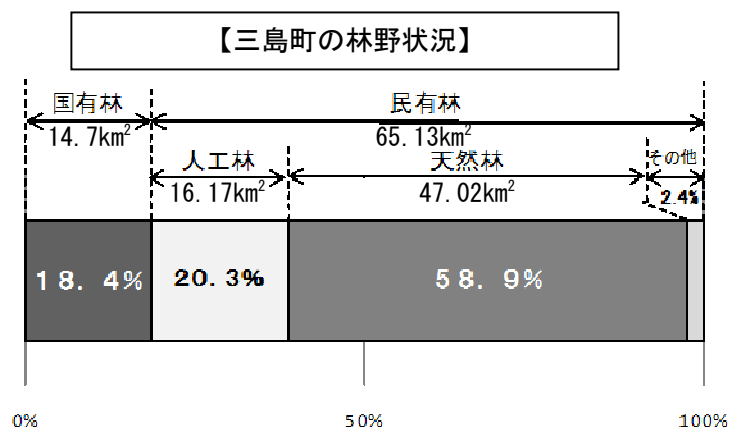
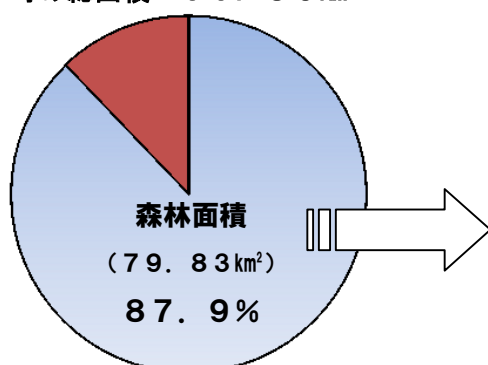
町の約 88% を占める森林は、木材価格の低迷から生産活動は停滞し、長伐期大径木生産に転換し付加価値のある木材生産を目指してきました。国内の木材価格は、1980 年をピークに低下し続けており思いきった主伐が行われず、補助金にたよる間伐を行ってきましたが、間伐された木材のほとんどが林地残材として放置され、素材利用を行えるものについても搬出費用との兼ね合いで搬出されず、思うような施業が行えなく材質の悪化、価格の低下という負の連鎖に陥っています。

森林を所得に繋げるためには、木材を搬出しなければなりません。この搬出に多額の費用がかかるため、木材の価格では赤字となってしまうのが現状です。

間伐をしても、林道がなければ木材の搬出ができず、また個人で行うとコストも高くなってしまいます。

木材を搬出する路網の整備と森林整備の集約化が最も重要となり、わが町のような小規模で点在している所有形態では路網用地を確保することや森林整備の集約化が難しく進まない現状になっています。

町の総面積 90.83km²



計画の目標

木材が動くことにより雇用が生まれ、定住化に繋がります。良質な木材生産とその生産に付随する間伐材等副産物の有効利用を図ることにより、林業施業を喚起し、森林が所得に繋がるものとなる取り組みを行っていく必要があります。

このため、森林整備事業についてはより大きな面積で行えるよう集約化することと、搬出のための路網を整備することなど効率的な作業と条件整備を行い、生産コストを下げなければなりません。

しかし、森林の所有形態の区割が小さく点在しているため、多くの所有者の同意が必要となるため、地区全体で取り組めるよう課題を整理しながら体制を整備し、必要な事業を導入して、森林整備事業と林道や作業道の整備を行います。

わが町のみならず、只見川流域の抱える森林は奥会津地域の最大の資源であり、この資源を活かせなくては経済の活性化は図れないため、広域的な取り組みの中で、木材としての利用だけでなくペレットやチップなど木質バイオマスエネルギーへの活用やカーボンオフセット制度導入による森林整備資金の確保など新たな取り組みを行います。

主要事業（具体的取り組み）

- ・優良大径木・百年杉の生産(境界明確化、間伐、作業道整備事業)
- ・路網については、土地の境界に通すことを基本とし潰れ地の少量化に努めます。
- ・木質バイオマスとしての利用や炭化による利用等多角的に捉え山元への還元を図ります。

施策評価指数と目標値

項目	平成 2 2 年度		平成 2 7 年度
路網普及率の向上	8 m /ha	→	1 5 m /ha
間伐面積の拡大	3 0 ha/年	→	6 0 ha/年

2 若者定住対策 1. 雇用の場を創出

3. 農商工連携（6次産業化）

現状と課題

わが町には山菜、茸、会津桐、会津地鶏、奥会津編み組細工などの優れた地域資源があり、農林産物を生産・加工して新たな付加価値製品づくりに取り組んでいます。また、杉や広葉樹は用材としての活用だけでなく新エネルギー資源としても注目を集めています。

しかし、超・少子高齢化社会に突入している現実には産業基盤として十全ではないことを示しています。

農商工連携とは、農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等を進めるために、平成20年7月「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」が施行されました。平成22年12月には農林漁業者による加工・販売への進出を図る「6次産業化」、地域の農林水産物の利用を促進する「地産地消等」を振興する六次産業化法が公布されています。

計画の目標

今後は、雇用を生み出す若者定住対策として、1次産業（農林水産業者）×2次産業（商工業者）×3次産業（観光、サービス業者）の連携と技術革新により、消費者ニーズにあった製品開発を進めます。

●山菜、茸類

地場産の安定供給の課題、山菜類のニッチ産業（すきま産業）化に対応する徹底した市場調査を行い系統出荷の他に、加工場と道の駅、NPO法人などの消費者団体と連携し、生鮮品、加工品を通じ観光と結びつく奥会津ファンクラブの組織化を図ります。

●会津桐

優良大径木が減少するなか、新植の際にも忌地現象（連作障害）対策が課題で、良好な山地以外の畑地は生育が芳しくありません。これは一種の連作障害と考えられ、原因を探るため県の機関である林業研究センターとハイテクプラザが共同で調査を行っており、結果を栽培農家に還元します。

また、桐炭の実験中で食品添加物、脱臭・消臭剤、油性分等の吸着に優れた効果があることが分かり製品開発と植栽にも反映させていきます。炭化については、杉の間伐材や生ごみの資源化の実験を行い、土壌改良剤等への活用を研究していきます。

一方、桐製品については従来の下駄、タンス類は生活様式の変化から販売が低調しています。この分野でも新たなデザインや市場の開発が必要です。

●会津地鶏

地鶏と呼ばれるには30万羽規模で飼育する産地といわれ、町内では約1万5千羽、会津全体で6万羽まで増羽してきました。わが町では食鳥処理場を有し、飼育、加工処理、販売の一貫体制のラインが確立しています。今後は会津・県ブランド認証製品の強みを活かし、農家への普及とハム・ソーセージなど加工品の新たな分野の高付加価値化を目指します。

●奥会津編み組細工

平成 15 年 9 月、会津地方では 3 番目、福島県では 4 番目となる国の伝統的工芸品の指定を受けました。工人も 160 人、伝統工芸士 6 人を登録できるまでに成長してきました。しかし、一方で山ブドウなどの素材確保が困難な状況で、栽培し自給できる体制づくりが急がれています。また、生活工芸運動はこの他にも木工や別素材もあり、デザインや用途を含めて研究していく必要があります。

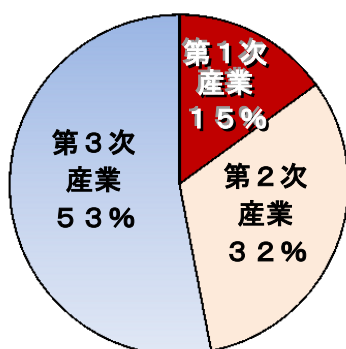
●木質バイオマス

わが町で最も豊富といわれる資源であり、今後の利活用が期待されています。森林明確化、路網整備、間伐の必要性はいうまでもありませんが、①集約化を図り一定サイクルによる間伐 ②林建協働による雇用創出 ③間伐収益金の山元還元の方式が三島モデルと呼ばれています。今後は、奥会津五町村活性化協議会が森林組合や製材所をはじめとする建設業など流域内民間企業、地域貢献をめざす外部企業と一体となって推進する取組みと連携していきます。

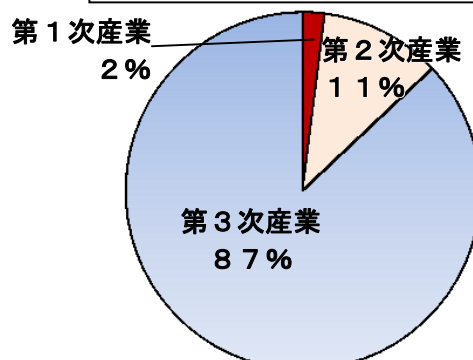
※ 参考資料

	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	単位
産業別にみる就業者の割合	149	319	528	人
産業別にみる所得割合	146	994	7,906	百万円

産業別にみる就業者の割合



産業別にみる所得割合



主要事業（具体的取り組み）

- そばによる耕作を広げ、三島ならではのブランド化を目指す。
- 民間企業を利用した自家用野菜の商品化
- 木質バイオマスの利用促進（奥会津百年杉のブランド化、高性能林業機械、乾燥機、ペレット生産施設整備、薪・ペレットストーブ、ボイラーの普及）
- 炭化プロジェクトから事業化へ（試作・販路開拓、ゴミ処理対策での活用検討）

施策評価指数と目標値

項目	平成 2 2 年度		平成 2 7 年度
町民総生産額の増	9,046 百万円	→	13,000 百万円

2 若者定住対策 1. 雇用の場を創出

4. 観光交流事業(着地型観光)



現状と課題

町では、昭和 49 年からふるさと運動を契機としてふるさと荘や美坂高原を整備し、町活性化の起爆剤として観光交流事業を始め、多くの方々が町を訪れるようになりました。

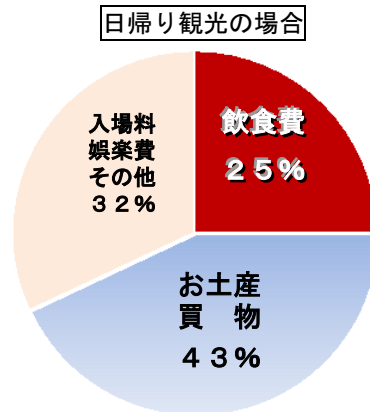
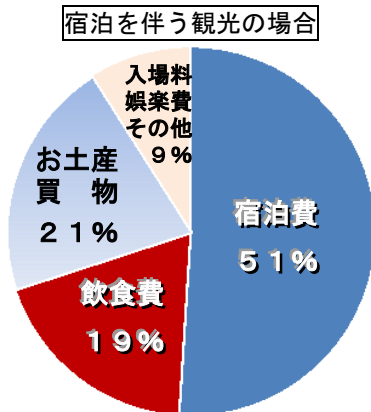
これにより、雇用が生まれ、町内飲食店や宿泊施設への経済効果、これらの食材の提供による小売業への経済効果が生まれました。その後、生活工芸館、尾瀬街道三島宿、つるの湯等の整備を進め、より魅力的な観光事業を推進してきましたが、景気の低迷により、町内雇用の拡大や町全体への大きな経済効果には至っておりません。

しかし、団塊世代の大量退職期に入り、田舎生活の体験型旅行商品が人気となり、相まって高速道路のETC割引、JR只見線の人気が高まったことで、奥会津を訪ねる観光客が多くなりました。また、各地区では、活性化のために様々な活動が見受けられるようになりました。このような状況の中で、生活文化や歴史、活動している団体全てのものを地域資源として、多くの町民が観光事業にかかわりあえる仕組み作りが急務です。

そして、災害に対応できる体制を考慮することも急がれております。

(※参考資料) 三島町の観光客による経済効果 (平成18年度版 福島県勢要覧データ参照)

	宿 泊	日 帰 り
宿 泊 費	104,010	---
飲 食 費	39,611	608,559
お土産物 買 入 場 料 入 場 料 費 娛 楽 費 そ の 他	42,559	1,070,018
	18,938	796,755
合 計	205,118	2,475,332



計画の目標

観光協会の組織体制を強固にし、これを中心として宿泊施設と地区及び各種団体との連携を密に、地域資源を組み合わせた旅行商品の開発を重点的にを行います。

開発された商品は、奥会津振興センター、只見川ライン観光協会等、広域連携により、各町村の商品と併せてインターネットなどを介して情報発信します。

訪れる観光客の方々には、町民の方々が観光ガイドとして町内を案内できるように体制を整備します。

より多くの町民の方々が、観光事業に関わり合える体制を整備して、経済効果を高めます。

主要事業（具体的取り組み）

○観光協会の強化

- ・ 中間支援機構の役割（観光交流施設運営）
- ・ 地区文化や地域資源活用による着地型旅行商品の開発
- ・ 地場産品を含む商品開発への支援
- ・ 観光協会の法人化（旅行業２種の取得）

○遊休農地を活用した農作物の開発

○会津地鶏やおばあちゃんの味等との連携した事業の展開

○地区と密着した着地型旅行商品の企画・開発

○観光ガイドの育成

○ホームページなどによる情報の発信

○NPO法人又は広域市町村と連携した事業展開

施策評価指数と目標値

項目	平成２２年度		平成２７年度
観光客入込の増加	400,747 人 (H 2 1 実績)	→	600,000 人
宿泊者数の増加	10,834 人 (H 2 1 実績)	→	15,000 人

2 若者定住対策 2. 住宅環境整備

(1) 住宅・宅地整備



現状と課題

若者定住を図る上では、雇用と住宅の充実が挙げられます。現在の町営住宅は、世帯用として中平団地や中田団地に見られる鉄筋コンクリート造の集合住宅と三島町住宅マスタープランに基づき建てられた木造の宮下住宅、そして、築40年以上経過した上ノ原住宅となっています。

定住を図るためにはまず単身用住宅が必要となります。現在、単身者用には宮下住宅の2棟4室しかなく、町内の企業等に雇用されている町外からの通勤者を取り込み定住化を図るためにも、単身用住宅が必要となっています。

さらに、集合住宅から一戸建てへと考えたときに、住宅用となる土地は不動産業等のないわが町では、個人で見つけざるを得ず難しい側面があります。

町においては、宅地開発を含め地区内にある空き地や空家等の情報を必要な方へ提供していくコーディネーターの存在が必要です。

また、高齢者の一人暮らし等の世帯が増え各地区に空家が増えています。福祉の面から集合住宅の必要性について議論していくとともに、空家についても所有者等と協定を結び改修や利用の仕方等について検討していく必要があります。

町営住宅の状況

区 分	中平 団地	上ノ原 団地	中田 団地	特定公共 賃貸住宅
世 帯	24	16	6	6
建設年度	平成元～2年度	昭和43～44年度	昭和51年度	平成11～16年度

計画の目標

若者定住に繋がる住む場の整備として、単身用住宅の整備を進めます。さらには、小規模な宅地造成の整備を目指し、U・Iターン者の受け入れ体制を整備します。

また、過疎・高齢化とともに増え続けている集落内の空き家は、防災や安全性の観点から住民らに大きな不安を与え重要課題となっています。また、地区の景観を作りだす街並みの一部として、さらには地区の活性化を図る上でも点在する空き家の解消は重要な問題です。

これらを解決するために、町内の空き家の実態を改めて把握するとともに、豊かな自然や生活工芸運動、民俗文化財（伝統行事）等に魅力を感じ増え続けているU・Iターン希望者に対し、町営住宅の整備や宅地造成の取り組みと併せて、空き家の賃貸や売却を積極的に斡旋することにより定住・二地域居住を推進していきます。

そのためには、空き家入居希望者と所有者との円滑な仲介を図る必要があり、町内の空き家や各種定住に関する情報の提供窓口として、町内の有識者を中心に組織する宅地建物取引団体（仮称）を設立させ、今後の空き家対策において建築業や外部団体等との連携を図りながら中枢を担う組織として運営の充実を図ります。

主要事業（具体的取り組み）

- 単身用住宅の新築
- 上ノ原住宅解体
- 空家の利活用と二地域居住の推進
- 小規模宅地造成の推進
- 宅地建物取引団体（仮称）の設立
- 地場材を活用した住宅整備の推進

二地域居住とは・・・

都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を農山村で暮らす生活形態。
（都会暮らし＋田舎暮らし）

施策評価指数と目標値

項目	平成22年度		平成27年度
単身用町営住宅の建設	4戸	→	8戸
宅地造成	0戸	→	2戸
空家改修利用	1戸	→	4戸

2 若者定住対策 3. 学ぶ場と人づくり

(1) 子育て環境の整備（子育て支援と児童福祉）



現状と課題

わが町の子育て環境については、若者定住対策によりこれまでに財政面では医療費負担の軽減、通学のためのバス料金軽減、保育料半額化に取り組み、ソフト事業では乳児保育、一時保育、保育時間の延長などを実施してきています。また、小中学校においては教育委員会と連携し、地域住民の方々の協力を得て様々な学校事業の実施と、学校外活動においては公民館事業における活動の展開など様々な事業を実施してきました。

しかし、景気・雇用情勢の悪化により、三島町はもとより近隣の都市である会津若松市にも職が減少している状況になっています。子育てをする家庭にも大きな負担がかかっているのが現状です。特に、幼児・児童などの面倒を實際見る方々も高齢化しており、また核家族化により面倒を見てくれる家族がいない状況も増加しています。このような状況の中で、経済的な支援は勿論のこと、「安全に、安心して、楽しく」子育てができる町として支援する体制の整備が必要です。

人口減少とともに急激な少子化が進んでおり、親や子ども同士の交流機会の減少や核家族化による育児不安を抱える親も増えています。また、母子・父子家庭も少なくなく、精神面や経済面において不安定な立場にあることが多く、生活の安定と自立の促進に向けた支援が課題となっています。さらに、全国的な児童虐待の相談件数が急増しており、その対策も児童福祉の大きな課題の一つであります。

【出生児の推移】

22年度は10月1日現在出生予定含 (人)

年 度	1 8	1 9	2 0	2 1	2 2
出 生 児	7	1 0	2	8	5

計画の目標

子育ては、最高の環境を望むのが親の心理で、また安心できる環境が整っていれば若者定住も促進されます。

家庭・地域・学校・行政が連携をとり、町ぐるみで子育て支援を実施していくためにも、明確な子育てビジョンを制定し、地域の特色を生かし各年代の様々な人々が「地域の子ども」を育てていく環境づくりを目指します。

また、女性の社会進出や就労形態の多様化など保育ニーズの変化に対応していくとともに、家庭のみならず地域や関係機関と連携し、子どもたちの健全な育成と子どもを安心して産み育てられる環境づくりに取り組んでいきます。特に、平成22年度より取り組みをはじめた「お弁当サポート事業」については今後、さらなる充実を図るよう取り組んでいきます。

主要事業（具体的取り組み）

- 町の子育てビジョンの明確化
 - ・ 教育振興基本計画の策定と推進
 - ・ 保育所、小中学校での取り組み
 - ・ 既存計画の再考（次世代育成）
 - ・ 連携推進のための協議の場設置
- 魅力ある保育の実施
 - ・ 町、学校、地域間の連携
- 子育て相談窓口と相談員の配置
 - ・ 子育て相談員の配置（個別訪問）、公民館事業・学校教育との連携
- ICTを活用した情報提供と安全管理
 - ・ 保育状況の情報発信 ・ 防犯カメラ設置
 - ・ 専門職員配置による事務効率化
- 児童福祉の充実
 - ・ 乳幼児・子育て支援医療費の扶助
 - ・ 教育委員会や関係機関と連携した児童の健全育成
- 母子・父子福祉の充実
 - ・ ひとり親家庭医療費と児童扶養手当の扶助
 - ・ 国や県と連携し公的な扶助制度の周知と活用への支援
- 三島町総合福祉ネットワークの充実
 - ・ 児童虐待防止などの総合的対応策の検討と支援
- お弁当サポート事業の推進
 - ・ お楽しみランチ、お弁当ＳＯＳ、お弁当教室の充実

2 若者定住対策 3. 学ぶ場と人づくり

(2) 教育環境整備（学力向上対策）



現状と課題

平成7年に町内のそれぞれ2校あった小・中学校を統合し各1校となり、教育水準の向上と教育施設の整備を図ってきましたが、少子・高齢化が年々進む中で、今まで行ってきた教育環境の整備も多様な場面で弊害が生じてきています。

学校教育においては、教育用コンピューターの整備や施設の耐震・アスベスト問題への対応や、設備・備品・学校図書の整備の充実も図ってきましたが、児童・生徒数の減少による問題等には、町のブロードバンド整備に伴い、これらの有効活用を図っていく必要があります。また、このような状況の中で子どもたちが成長する上で、保育所・小学校・中学校の連携は重要であり、一貫した教育方針のもとに進める必要があります。

家庭教育においては、社会環境の変化に伴い、父母・祖父母の関わりが希薄となっていることが、家庭教育力の低下につながっており、具体的な取り組みを示していきます。

地域においては、桐の里安全パトロール隊やPTAのOBによるサポート会などのボランティア団体が積極的に学校と関わりを持っていますが、今後は地域の誰もが学校を支援できる体制を整備していくことが必要です。

学校・家庭・地域の連携が学力向上には必要不可欠であり、これらの連携を具体的に進めていくことが必要となっています。

児童・生徒数の推移

	S 4 5	S 5 0	S 5 5	S 6 0	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2
小学校	463	308	263	217	178	141	117	78	70
中学校	318	222	133	121	109	84	61	57	27
計	781	530	396	338	287	225	178	135	97

※H 7に宮下・西方が統合し三島小・中学校に

計画の目標

学力向上は、学校教育はもちろんのこと、家庭や地域の協力・連携なしでは進められません。保育所・小学校・中学校は、連携を密にし、一貫した教育方針のもと学力向上に努め、家庭や地域においては、子どもが心豊かに成長する上で重要な役割を担うことから、「心の教育」を育む施策を進めます。

学校・家庭・地域の連携を密にし、「知・徳・体の調和のとれた自立した人間の育成」に努めます。

主要事業（具体的取り組み）

○支援体制の確立

- ・学校支援地域本部設置によりコーディネータの配置（保育所も兼ねる）
- ・人材バンク登録制度 ※学校が地域と交流を持てる場の提供

○学校設備の充実と安全対策

- ・学校施設、設備の年次整備
- ・安全対策機器を活用した安全管理（防犯カメラ等）

○学力向上に向けた取り組み

- ・放課後の「学び」の充実
- ・特別支援教育の充実
- ・ＩＣＴ（情報通信基盤）を活用した教育への取り組み
- ・地域での活躍の場づくり
- ・外国語指導助手の招致

○少子化に対応した特色ある事業の展開

- ・他町村児童・生徒・異世代との交流事業（授業交流、事業交流）
- ・地域特色を活かした事業展開
- ・学習形態の模索・研究（検討委員会の設立）

○家庭教育の充実

- ・ＰＴＡ活動の支援
- ・情報発信や家庭学習の支援
- ・「おばあちゃんの味」の充実

○公共施設の積極的利用促進

- ・保育所、公民館等を活用し、気軽に集まれる場の提供

2 若者定住対策 3. 学ぶ場と人づくり

8. 生涯学習の推進



現状と課題

生涯学習は、町民が全ての世代において自ら学習し豊かな生活を送るために大きな役割を担うものです。三島町ではこれまで各年代における様々な講座や事業の実施、生涯学習施設の活用を図り生涯学習を展開してきました。「学ぶ場所」が町内にあり町民が講師を勤めるなど町民が集える場となっていました。

しかし、講座のマンネリ化、町民ニーズの変化、その他の様々な事情により学ぶ時間の減少、魅力ある講座開設の難しさや講座の減少、各団体の活動停滞、新規加入者の減少など様々な課題があり、生涯学習が停滞している状況です。一方では、生活工芸運動の推進により経済を伴う「ものづくり講習」などは逆に参加者が多くなるなど、これからのキーワードは「実用」ということが重要になってくると考えられます。

また、社会体育は町民の健康づくりの面からも重要な役割を持っています。わが町においては、町主催、団体主催でのスポーツを楽しむ場の提供を図ってきました。また、その中から町民自らが団体を発足させ太極拳やグランドゴルフ、ウォーキング倶楽部、エアロビクスなど新たな運動を取り入れるなどの動きも出てきました。加えて、健康づくりの観点から水中ウォーキング、ストレッチなどを取り入れています。

しかし、社会体育においても団体化すると事業のマンネリ化であったり、組織が閉鎖的であったりという課題も出てきており、なかなか町内に大きく広がる運動が生まれてこないのが現状です。特に若年層はなかなかスポーツに親しむ時間がない状況です。

このような状況の中で、町民がそれぞれの年代で、また一堂に会してスポーツを行なえる機会を創出していく必要があります。

計画の目標

これからの生涯学習の推進に関してはこれまでの会場型から ICT を活用した講座の提供や、中心地区での開催から地区へ、単発ではない継続性を持ち実用性のある魅力ある講座の実施が望まれています。また、近年地区が自ら立ち上がり地域づくりを展開しており、地域単位での事業連携した事業展開も考えなくてはなりません。

また、以前実施していた資格取得支援についても、若者定住、雇用対策として再考し地域で活躍できる人材の育成も検討する必要があります。

わが町が抱える高齢化については今後更に加速することは必至であるが、この対応のため町では ICT 環境を整備しました。この ICT を活用した個々が自宅でできる講座や、生活工芸館や交流センター山びこを活用した集う講座など、複合的なつながりのなかで、生涯学習の機会を充実していかなくてはなりません。

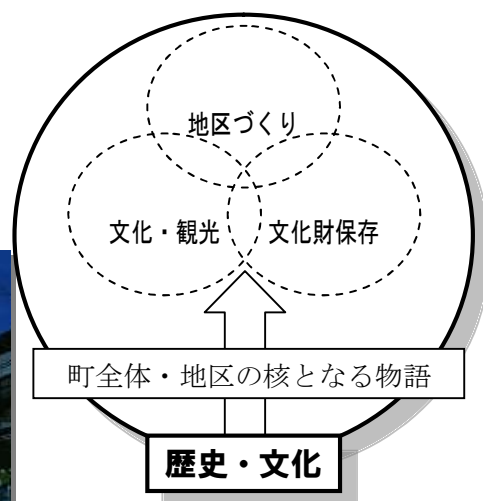
また、社会体育については活動する団体に関しても同じ種目を別々に行なっているなど弊害もあるので、「総合型地域スポーツクラブ」の活動の中で、誰もがどこでもスポーツを楽しめる環境を整備し、課題であるスポーツ指導者の育成を図ります。また、体育施設も有効に活用できるような事業立案するなど、あらゆるスポーツを楽しむ町民を増やし「学ぶ楽しさを共に味わえる機会の充実」を図っていきます。

主要事業（具体的取り組み）

- 芸術・文化に触れる機会の充実
- 文化団体の活動支援・強化
- 魅力ある講座の計画的開催
 - ・年間計画による講座の開催
 - ・文化団体と連携
- 地域と連携した事業の展開
 - ・地域の歴史
 - ・文化を町民に広める事業展開（地区づくりとの連携）
- 資格取得のための支援
 - ・町単独での資格取得講座の開設
 - ・資格取得費用の支援
- 体育施設の維持管理
 - ・町民の健康増進のため施設の維持管理
- 総合型地域スポーツクラブの活動促進、スポーツ指導者育成
- ICT を活用した講座の開催や情報提供
- 生活工芸館の充実
 - ・ものづくり教室の充実、奥会津三島編組品協議会との連携
- 交流センター山びこの活用推進
 - ・文化団体との連携

3 美しい地区づくり

1. 地域資源の発掘・活用



現状と課題

各地区では様々な伝統文化が地区住民により継承され、この伝統文化の象徴でもある「サイノカミ」は平成 20 年に国の重要無形民俗文化財の指定を受けました。全国を見てもサイの神をはじめとする年中行事が文化財として指定され、多数保存・継承されているのは大変貴重とされています。また、30 年が経とうとしている地区プライド運動でも指定された行事や景観も現在まで残されているものが多くあります。この歴史や文化、そして文化財の保存と活用を町民と一緒に進めて行くための「歴史文化基本構想」を推進する様々な取り組みを展開することが必要です。平成 23 年度より、この構想をベースに様々な取り組みを展開していきます。

しかし、地区の現状を見てみると、少子高齢化により年中行事が実施されない状況も出てきており、加えて、継承者である若年層が地区にほとんどいなく地区そのものの存続が危ぶまれている状況になっています。

このような状況の中で、地区では地域とのつながりづくりとして年中行事を活用したり、小中学生が他地区の年中行事へ参加したりなどの動きも出てきました。数地区においてはこの状況を自らの手で解決していく方法の検討に入り、地区での取り組みが広がっていく中での支援が今後必要となっています。

国指定	福島県指定	---有形文化財・考古資料---
---重要無形民俗文化財--- ・三島町のサイノカミ	---民俗文化財・無形--- ・若水汲み（桑原・早戸） ・若木迎え（小山・滝原・早戸） ・鳥追い（桧原・滝谷・西方） ・だんごさし（大登・川井） ・初田植え（川井） ・さいの神（宮下・桑原・大登・川井・桧原・滝谷・浅岐・西方・名入・滝原）	・荒屋敷遺跡出土品（280点） ・愛宕様参り（桑原） ・大谷愛宕様の火 ・豆まき（大石田） ・初午（桑原・大谷・西方） ・三月節句と雛流し（高清水） ・虫送り（西方・名入・大谷・大石田） ・虫供養（早戸）

計画の目標

平成22年度において策定された「歴史文化基本構想」では、地域に根ざし地域の歴史文化を活用した地域づくりを進めていきます。この事業推進に関しては行政と地区が一緒になって進めていくことでより効果が高まります。

そのため、先祖より受け継いできた暮らしを基礎とした歴史と文化を掘り起こし、地区ごとの「ものがたり」づくりを進めていきます。歴史文化基本構想が地区の魅力を引き出し、地域の資源の掘り起こしを行い、これをどのように活用していくかを一緒になって考えていきます。

また、この取組みではこの事業による交流事業を中心とした経済効果もあがるように展開を考えなくてはいけません。奥会津の山村において企業誘致などの外部の力に頼るよりも自らの資源を活かした経済活動が必要となります。

それぞれの地区計画の中で地域がこれまで培ってきた「歴史・文化」を最大限に活かした地域づくりを目指していきます。

主要事業（具体的取り組み）

- 「ものがたり」の策定への支援
 - ・ 地域伝統総合活性化事業の活用による人的支援
 - ・ 町史編さん・集落史編さんの推進
- 歴史文化基本構想の推進
 - ・ 平成22年度において策定される歴史文化基本構想を地区に浸透させ、地区振興計画のきっかけをつくり地区の特色ある地域づくりを展開する
- 地域コミュニティとしての地区プライド運動の展開と支援
 - ・ 文化財保存となると地域住民の方々は構えてしまうので、地域住民が年に幾度か集える行事として継続して実施し、また、次世代の子どもたちにも行事の持つ意味などを伝えていく。
- 地域特性を生かした経済活動への展開
 - ・ 地区振興計画、歴史文化基本構想を活用し、地域を守りながらも経済活動へと繋げていく道筋を作る。
- 地域食文化の継承
 - ・ 「おばあちゃんの味」事業の推進

三島町指定		
---有形文化財・美術工芸--- ・ 木像持国天立像（名入） ・ 木像阿弥陀如来座像（名入） ・ 木像聖徳太子立像（西方） ・ 木像薬師如来座像（川井） ・ 木像聖観音菩薩座像（大石田）	---有形文化財・建造物--- ・ 伊夜彦神社本殿（西方） ---有形文化財・古文書--- ・ 河越文書（桑原） ---有形文化財・考古資料--- ・ 土笛（大谷） ・ 荒屋敷遺跡出土品（234点）	---天然記念物・植物--- ・ 大石田のおなかナシ ・ 川井の大ケヤキ ---天然記念物・動物--- ・ キマダラルリツバメ

3 美しい地区づくり

2. 地区活動支援

※各地区の目標より（抜粋）

宮 下	街並み景観を基本としたおもてなしの地域づくり、 景観保全・美観運動、周遊のための仕組みづくり	
荒屋敷	町並みの保存、地区の歴史保存、宮下地区との連携	
桑 原	伝統文化の保存 遊休農地の有効活用 集い・憩いの場づくり	
中 平	景観整備 土地の有効活用 集いの場づくり	
大 登	地区の特産物を活かした仲間・憩いの場づくり 伝統行事の伝承	
川 井	伝統行事の継承 遊休農地の活用と道路整備 交流の場づくり	
桧 原	環境整備（美化活動） 菜所屋の支援、農産物の PR 集いの場・憩いの場づくり	
滝 谷	上の山三十三観音参道整備 滝谷川と親しめる環境整備 下館山の環境整備・活用	
大 谷	農業の集積・ソバ生産 景観の保全 高齢者対策	
浅 岐	ボランティア団体の充実	
間 方	大自然と編み組を活かした観光交流と伝統文化の継承（観光・体験交流、山菜販売・特産品開発など）	
西 方	大林ふるさとの山 鬼子母神 森の校舎カタクリ 楽しく過ごせる場づくり	
大石田	虫送り・交流事業の展開 体験型農業 地区活性化と景観整備 ボランティア活動の推進	
名 入	川沿いの風景や文化財等を活用した散策路整備 伝統行事の継承 伝統食の再現	
小 山	伝統行事継承 交流活動・情報交換 支え合う地域づくり	
高清水	声かけ運動 憩いの場づくり 自然農法栽培 間伐等の景観づくり	
滝 原	三坂山登山道整備 水場の整備 遊休農地の活用	
早 戸	神々の道・公園整備 早戸温泉周辺の環境整備 賑わいのある地区づくり 集い・憩いの場づくり	

現状と課題

町を構成する 18 の行政区（地区）は、国道、県道沿いに、又はこれとアクセスする町道で結ばれ点在しています。各地区の維持は、現在区長を中心に組織化されています。

過疎・少子・高齢化が進んだことにより、高齢化率が 50%を超える地区もいくつか現れ、各地区の維持存続も重要な課題となっています。特に、伝統行事の継続が危ぶまれるなど地域コミュニティの希薄化も心配されています。

そのような中、これまでも原材料支給事業や国県の補助事業を活用した地区づくりの取り組みが行われており、最近では地区の自主的な取り組みが活発に行われ、町では地区活動のきっかけづくりとして、平成 22 年度に地区支援事業補助金を創設したところです。

計画の目標

地区が主体となり取り組む地区づくりを、全地区に波及することを目指し、地区支援事業補助金の活用とあわせ、地区担当職員が地区の方と共に積極的に地区づくりに取り組みます。また、各地区における地区振興計画（仮称）の策定を目標とします。さらに、地区の振興のため県のサポート事業やコミュニティ助成事業などの積極的な活用を図ります。

また、近年全国各地で導入がみられる集落支援員制度をわが町においても取り入れ、地域リーダーの育成と地域課題の解決、地区の活性化に努めていきます。

主要事業（具体的取り組み）

- 地区支援事業
 - ・ 地区支援事業補助金（町事業と県補助事業の連携）
 - ・ 地区振興計画（仮称）の策定
- 集落支援員の設置および地区担当職員制度の充実
 - ・ 集落支援員と地区担当職員との共同展開
- 地区資源を活用した地区の活性化（伝統行事 等）
- 住民が主体となった活動に対する支援

施策評価指数と目標値

項目	平成 2 2 年度		平成 2 7 年度
地区支援事業活用数	6 地区	→	18 地区
地区振興計画（仮称）の作成	0 地区	→	18 地区
集落支援員制度の導入	0 地区	→	18 地区

【三島町地区支援事業補助金の概要】

対象事業・・・地区住民が関わり、地域の活性化を目指した事業

- 起業や地場産業の振興につながる事業
- 交流人口の拡大を図る事業
- 景観づくりや地域のコミュニティを図る事業

4 安全安心の基盤づくり 1. 保健福祉の充実

(1) 健康づくりの推進



現状と課題

現代社会においては、肥満、高血圧、糖尿病などの生活習慣病が増え、それに起因する脳血管障害や心臓病などが増加傾向にあります。

わが町においては、国保医療費において高血圧性疾患の費用額や受診率が高く、若年層から高血圧や心臓病などの循環器疾患が発症しており、がん、心臓病、脳血管疾患による死亡率も高い状況になっています。

また、平成17年度から21年度まで実施してきた国保ヘルスアップ事業の取り組みにより、町民全体として運動や栄養等に対する意識は高まっているものの、若い年代層の健康意識が低いのも大きな課題です。

【各種健診の受診率】

(%)

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
特定(基本)健診	68.4	68.5	68.6	61.5	59.4
胃がん検診	62.5	54.6	57.5	54.1	48.2
子宮がん検診	54.7	47.3	47.4	39.8	25.9
乳がん検診	41.9	29.5	37.4	34.7	56.4
結核・肺がん検診	60.0	61.4	61.4	59.2	47.1
大腸がん検診	55.5	53.6	56.2	52.6	56.9

(注1) 17～19年度までは、全町民を対象とした基本健診。20年度以降は国保世帯を対象とした特定健診。

計画の目標

町民の方が健康を維持し、病気を予防することを目的に、疾病の早期発見・早期治療と一次予防を重点に事業を展開していきます。そこで各種健診の受診率の向上と、健診結果から個々に応じた生活習慣の改善や適正な受診ができるよう、また、治療中でもコントロール不良の方に対してコントロールが良くなるよう保健指導の充実を図ります。

さらには、国保ヘルスアップ事業の評価検討を踏まえた健康増進に資する計画を策定し、特に若い年代層へのアプローチを含めて、より一層の生活習慣病対策に取り組みます。

今後は、本計画並びに「健康増進計画（仮称）」にそって、保健推進員や関係機関との連携を密にし、町民の保健福祉の向上に努めます。

主要事業（具体的取り組み）

○ 成人保健事業の推進

- ・メタボリックシンドロームを根底に持つ生活習慣病の予防
- ・罹患率の高い高血圧疾患の予防に対する施策の実施
- ・20代から40代の若い年代へも生活習慣病予防のアプローチ
- ・各年代に応じた適正な食習慣の普及

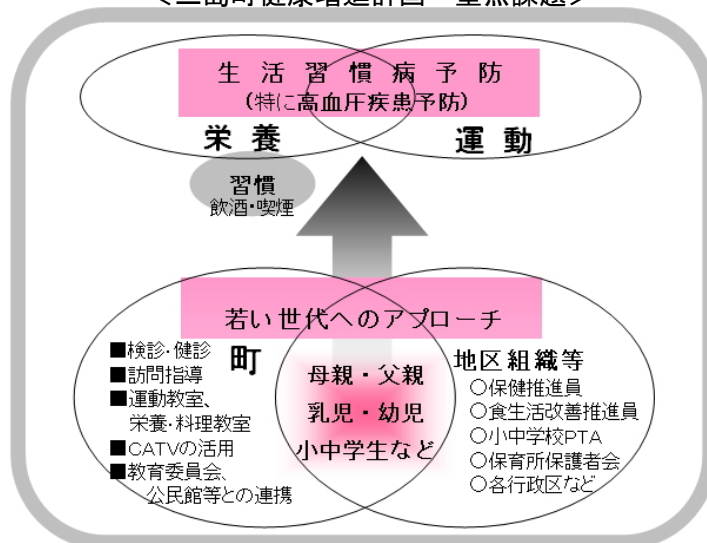
○ 母子保健事業の推進

- ・母子の疾病または発達上での異常の早期発見、育児支援、知識の啓発のための妊婦検診、乳幼児健診、家庭訪問、健康教育、保育相談の実施
- ・三島町総合福祉ネットワーク協議会（母子保健連絡会）などを活用し、関係機関と連携しながら、発達障害児や、心理的支援の必要な親子の支援体制の充実強化

○ その他の健康づくり事業

- ・心の健康づくり対策、難病対策事業等において広く知識の啓発を図るとともに個別の支援やボランティア活動の支援を実施
- ・地区組織活動の活発化と連携体制の強化

＜三島町健康増進計画 重点課題＞



施策評価指数と目標値

項 目		平成21年度		平成27年度
受 診 率	特定（基本）健診	59.4	→	70.0%
	胃がん検診	48.2	→	60.0%
	子宮がん検診	25.9	→	50.0%
	乳がん検診	56.4	→	65.0%
	結核・肺がん検診	47.1	→	60.0%
	大腸がん検診	56.9	→	65.0%

4 安全安心の基盤づくり 1. 保健福祉の充実

(2) 高齢社会への対応



現状と課題

わが町の高齢化率は、平成22年10月1日現在で46.3%となっており、全国平均をはるかに超える早さで高齢化が進行しています。

生活形態や価値観が多様化し、高齢者の一人・二人暮らし世帯も年々増加しており、冠婚葬祭扶助や共同作業など、地域社会の維持にも支障をきたす深刻な状況となっています。

また、心身の機能低下などによる支援や介護を必要とする高齢者の増加と、家庭における介護力の低下も、高齢者福祉における大きな課題となっています。

【65歳以上の人口の推移】 各年度末、22年度は10月1日現在 (人)

年 度	18	19	20	21	22
総 人 口	2,241	2,167	2,111	2,059	2,033
65歳以上の人口	985	971	965	957	941
高 齢 化 率	44.0%	44.8%	45.7%	46.5%	46.3%

【65歳以上の一人暮らし等世帯数の推移】 各年度末、22年度は10月1日現在 (戸)

年 度	18	19	20	21	22
総 世 帯	872	861	849	846	847
一 人 暮 ら し 世 帯	138	136	134	142	146
二 人 暮 ら し 世 帯	145	143	139	135	146
世 帯 比 率	32.5%	32.4%	32.2%	32.7%	34.5%

【介護認定者数の推移】 各年度末、22年度は10月1日現在 (人)

年 度	18	19	20	21	22
第1号被保険者	972	956	955	949	933
介 護 認 定 者	130	160	159	177	189
第1号被保険者比率	13.4%	16.7%	16.6%	18.7%	20.3%

※ 第1号被保険者とは、三島町介護保険の被保険者である65歳以上の人です。

計画の目標

高齢者は歴史と伝統文化の継承における重要な役割を担っており、その健康づくりや生きがいづくり、自立支援や地域での支えあい体制などについて、さらに施策の充実を図ります。

平成12年4月に創設された介護保険制度は、サービス提供基盤の整備が進むとともに、サービス利用も増え、社会全体で高齢者を支える制度として定着してきましたが、介護予防や認知症高齢者への対応などについて、さらに施策の充実を図ります。

また、一人暮らしや高齢者のみの世帯、軽度要介護者のための集合住宅などの整備と光ファイバーを活用した高齢者福祉施策の検討をしていきます。

今後は、本計画並びに「三島町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に沿って、関係機関との連携を密にし、高齢者の福祉の向上に努めます。

主要事業（具体的取り組み）

- 生きがいづくりの推進
 - ・ ふれあいサロン事業による住民集いの場づくりと地区サロンの自主活動の支援
 - ・ 老人クラブや生きがいづくりに資する地域活動の支援
- 自立支援の充実
 - ・ 緊急通報システム事業（一人暮らし高齢者などの見守り）
 - ・ 配食サービス事業（栄養バランスのとれた食事の提供）
 - ・ 防犯・防災体制、交通安全対策、除雪支援の強化
- 介護予防・介護保険事業の充実
 - ・ 介護の予防と介護が必要になっても安心して生活できる介護サービスの提供
 - ・ 社会福祉法人みしま・社会福祉協議会との連携
- 地域での支えあい体制の充実
 - ・ 認知症高齢者などの見守り体制づくり
 - ・ 高齢者等ボランティアの育成支援
- 相談・支援の充実
 - ・ 地域包括支援センターや社会福祉協議会の体制強化と連携を図り、適切な情報提供による相談・支援
- 三島町総合福祉ネットワークの充実
 - ・ 町民や関係機関と連携した高齢者虐待防止などの総合的対応策の検討と支援
- 高齢者集合住宅の整備
 - ・ 一人暮らし、高齢者のみの世帯や軽度の要介護者のための集合住宅整備
- 高齢者福祉における光ファイバーの活用検討
 - ・ 高齢者の見守り対策などへの光ファイバーの活用についての検討

4 安全安心の基盤づくり 1. 保健福祉の充実

(3) 障がい者福祉



現状と課題

平成17年10月に身体障がい、知的障がい、精神障がいの三障がいを一元化した障がい者施策を、市町村において一体的に推進する体系に改められた「障がい者自立支援法」が制定されました。しかし、利用者の負担や地域によって障がい福祉サービスに格差が生じるなど、様々な問題が生じており、わが町においても、障がい者福祉サービス事業所や施設などといった社会資源が不足している現状にあり大きな課題となっています。

計画の目標

国や県の動向を踏まえ、乳幼児期から高齢期に至るすべての段階で、障がいのある人もない人も社会の一員として、生活し活動できる社会（ノーマライゼーション）を目指す理念と、身体的・精神的・社会的な適応能力の回復にとどまらず、地域の中で、その人らしく自立した生活ができるよう、あらゆる分野のサービスが有機的・体系的に提供される社会を目指す「リハビリテーション」の理念の二つを基本として、障害のある人が安心して自立した地域生活を送ることができるよう、近隣市町村の障がい者福祉サービス提供事業所との協力体制を強化し、地域生活支援体制と自立支援の充実を図ります。

今後は、振興計画並びに「三島町障がい者計画」にそって、関係機関との連携を密にし、障がい者の福祉の向上に努めます。

主要事業（具体的取り組み）

- 地域生活支援の充実
 - ・ 近隣市町村の障がい者福祉サービス提供事業所との協力体制強化
 - ・ 障がいの原因となる疾病の予防や治療に関する適切な保健サービスの提供
- 自立支援の充実
 - ・ 近隣市町村の障がい者福祉サービス提供事業所と連携した職業・就労訓練
 - ・ ハローワークや町内企業などと連携した就労支援
- バリアフリーの促進
 - ・ 啓発活動と交流活動を推進し偏見や差別のない地域づくりの推進
 - ・ 公共施設や住宅、移動や交通におけるバリアフリーの促進
 - ・ 障がい者等ボランティアの育成支援
- 相談・支援の充実
 - ・ 地域包括支援センターとの連携と各種相談会を活用した適切な情報提供による相談・支援
- 三島町総合福祉ネットワークの充実
 - ・ 町民や関係機関と連携した障がい者虐待防止などの総合的対応策の検討と支援

4 安全安心の基盤づくり 1. 保健福祉の充実

(4) 医療の充実



現状と課題

わが町の医療施設は、福島県立宮下病院と民間の内科医と歯科医が各 1 か所あり、近隣町村における医療施設の確保が困難な現状を考えると恵まれた医療環境にあります。

医療施設の確保は、過疎、少子高齢化が進行するわが町にとって、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることのできる、安全安心な町づくりのための基本的条件となっています。

また、高齢化に伴う患者数増加への対応や在宅医療の確保、各種疾病に対応した医療の確保及び充実に図ることが求められています。

今後は、コンパクトシティの中核を担う県立宮下病院と民間医療機関の存続と、診療科目の設置及び設備の充実のため、隣接町村との連携を密にし、医療の確保に努めていかなければなりません。

計画の目標

県の方針で県立宮下病院の存続が固まり、今後は診療科目及び設備の充実が望まれるところです。また、県立宮下病院等後援会を中心に活動していますが、地域医療を守ることから活動の充実を目指します。

主要事業（具体的取り組み）

- ・ 県立宮下病院存続と診療科目及び設備の充実に係る県への要望活動の強化
- ・ 県立宮下病院後援会活動の支援

4 安全安心の基盤づくり 2. 社会生活基盤の整備

(1) 防災・防犯機能の強化



現状と課題

三島町は長年にわたり大きな災害に見舞われることなく、安全安心で生活することができる町です。しかし、ここ数年の全国的な災害状況を見ると、数年に一度の豪雪に代表されるように、「いつ、どこで」局所的な災害が発生するかわからない状況で、多くの人命や財産が奪われ、特に高齢者等の災害時要援護者が犠牲になることが相次いでいます。

三島町の防災体制は平成20年度に見直され、三島町防災計画にもとづき、防災訓練等を実施し、防災意識の高揚を図っています。さらに、災害時に備えた非常食の備蓄も平成18年度より計画的に行っています。

また、地域防災の要となる消防団員は年々過疎・高齢化により減少し、地域の防災力の低下が懸念され、平成21年度からはOB消防団員を「機能別消防団員」として不足する日中の消防力を補っています。

防犯の面では、防犯協会・指導隊等が主体となり、特に高齢者の一人暮らし世帯の巡回指導や、見守り隊による子どもたちの登下校の安全確保が行われています。

交通事故の発生状況を見ると、冬期間のスリップ事故、スピードの出し過ぎや運転操作ミスによる、単独事故等は減らない状況にあります。また、高齢者に対する交通安全の普及啓発が課題となっており、交通安全協会三島分会・交通対策協議会・交通安全母の会が一体となり、テント村や街頭指導を行い交通安全に対する意識の高揚を図っています。

計画の目標

過疎高齢化の進む状況の中で、高齢者が火災や災害の犠牲者とならないよう、自主防災力の向上を図る必要があります。また、防災ハザードマップの整備、避難施設への誘導、公共施設の耐震化等が必要となります。

消防団は、基本団員と機能別団員の確保と併せ、婦人防火クラブとの連携も図り、定期的な各種訓練を実施し、団員の技術向上も行います。

防犯体制については、防犯協会・防犯指導隊・見守り隊等が一体となり、高齢者や子どもたちの安全の確保に努めます。このため、定期的な防犯講習会の実施や、警察と連携したパトロールを実施するとともに、地域の人たちの目が防犯につながるような普及活動を実施していきます。

交通対策については、高齢者や子どもたちを交通事故から守るため、高齢者に対する運転講習会や安全な道路の横断知識の普及、子どもたちの自転車のマナー向上、交通安全教育の実施を行います。また、年々道路整備が進み、自動車での移動が便利になる中、スピードの出しすぎ等による事故が懸念されるため、速度を抑制するような道路環境の整備も行っていかなければなりません。

町民一人ひとりが事故に遭わないよう、交通事故の犠牲者にならない、加害者にならない交通マナーの向上を呼びかけていきます。

主要事業（具体的な取り組み）

○災害に備えた体制整備

- ・避難所の誘導看板の整備
- ・避難所の耐震化の実施
- ・防災ハザードマップの整備
- ・定期的な防災訓練の実施
- ・非常食の備蓄

○消防体制の整備

- ・消防団の組織の再編及び強化
- ・消防施設の更新及び整備

○交通安全の推進

- ・安全安心パトロールの実施
- ・安全運転講習会の実施と交通安全教育の実施
- ・速度を抑制する道路環境の整備要望

○防犯対策の強化

- ・地域の防犯力向上のための講習会等の実施
- ・安全安心パトロールの実施

施策評価指数と目標値

項 目	平成 2 2 年度		平成 2 7 年度
消防団員数	1 6 4 人	→	1 8 0 人
無火災記録	1, 0 0 0 日 (H23. 3. 14)	→	2, 5 0 0 日 (H27. 3. 25)
非常用備蓄品	2, 2 0 0 食	→	3, 6 0 0 食
交通死亡事故発生件数	0 件	→	0 件

4 安全安心の基盤づくり 2. 社会生活基盤の整備

(2) 交通の確保と道路整備



三島大橋での除雪作業（H22 豪雪）

現状と課題

町の大動脈である国道252号及び国道400号は、地域連携道路として県全体で計画的に整備推進するよう県の「ふくしま道づくりプラン」に位置付けられています。わが町では、国道400号西方バイパスの一部が平成23年度には開通の予定ですが、その後については、トンネル化が頓挫したこともあり冬期間通行止めとなっている杉峠区間及び大型バスが通行できない等狭隘な柿平橋を含む周辺の早期改良が望まれています。

国道と地区を結ぶ県道小林会津宮下停車場線（倉掛～大谷間）及び県道滝谷桧原線は、地域住民の生命線であり、さらには町が進める観光交流事業推進においても大きなウエイトを占めていることから、危険箇所の解消等早期改良実現に向け取り組んでいきます。

地区内を走る町道についても、多数の危険箇所や融雪施設の未整備区間があるため、今後の課題となっています。

また、道路改良事業は、公共事業費の削減とともに用地が大きく影響します。事業を進めるに当たり用地買収及び移転登記がなされなければ事業に着手できません。相続等の未登記問題は事業実施に大きく影響していることから、速やかに手続きできるよう取り組んでまいります。

町道の整備率

総延長	改良済道路延長	改良率
50.652 km	31.060 km	61.3%

（平成22年4月現在）

計画の目標

生活幹線道路である県道及び町道については、融雪施設の整備等住民の暮らしにおける安全安心の確保を柱に整備してまいります。

また、道路は町並みと一体をなすものとして地区づくりの中において重要な位置を占めるようになってきています。従来のような画一的な改良事業ではなく、地域住民との話し合いにより地域の特色を生かす道路整備を実施します。

さらに、地域を結ぶ道としての歴史的な背景が着目され、自然や環境問題及び健康志向と相まって先人を偲び歩く道としての利用も検討されています。地域連携及び交流推進に結び付く取組を実施していきます。

町道については、特に危険箇所の解消や消融雪施設の整備等、緊急性や必要性を最優先し計画的に改良していきます。また、冬期間の除雪については今後さらに効率的な体制づくりを推進し、生活道路の確保に努め利便性の確保に努めていく必要があります。

町道に架かる橋梁については、平成22年度に長寿命化計画を策定しましたので、三島大橋をはじめ計画に基づき補強修繕を実施し安全確保に努めます。

主要事業（具体的取り組み）

- 宮下地区街並み整備
 - ・県道小林会津宮下停車場線改良推進
- 地区内生活道路の融雪施設整備
 - ・大登地区（寺沢・四ツ田線、多賀神社・上中川井線、大登・寺沢線、大登線）
 - ・名入地区（名入線）
- 通行不可町道の改廃
 - ・西方大石田線（白岩）
 - ・川井小野川原線（未舗装、冬期間）
- 県道小林会津宮下停車場線「美女峠」の歴史街道整備推進
- 橋梁長寿命化対策（14橋梁）
- 除雪体制の見直しと消融雪道路の整備

施策評価指数と目標値

項目	平成22年度		平成27年度
地区内生活道路の融雪施設整備	8/18地区	→	9/18地区
通行不可町道の改廃	2路線	→	0路線
橋梁長寿命化対策	0/14橋梁	→	4/14橋梁

4 安全安心の基盤づくり 2. 社会生活基盤の整備

(3) 上下水道の整備



現状と課題

町の水道施設は、簡易水道施設が 8 施設、飲料水供給施設が 3 施設、簡易給水施設が 1 施設、計 12 の施設があります。敷設後 40 年近く経過した大登川井施設については平成 22 年度で整備が完了し、次に老朽化の激しい施設は、間方と大石田の 2 施設です。降雨時の水質悪化が著しい間方施設については水源を含め早急に改善が必要となっております。

また、宮下簡易水道については、医療機関をはじめ多くの公共施設を賄い、大谷浄水場を整備して水量確保を図っていますが、整備から 10 年を経過し水量の減少がみられることが懸念されている状況にあります。

一方下水道事業は、中心地の宮下地区における農業集落排水施設は加入率 75 %を超えています。戸別合併処理浄化槽は、335 基の設置にとどまり加入率は 60 %程度となっています。どちらも使用料収入で維持管理経費を賄いきれていない状況であり、維持管理を含め受益者負担の在り方について検討しなければなりません。また、下水の臭気対策についても課題となっています。

合併処理浄化槽整備状況

年度	13～16	17	18	19	20	21	22	計
基数	259	24	23	11	---	15	3	335

農業集落排水処理施設整備状況（宮下地区）

年度	～20	21	22	計
戸数	531	17	3	552

計画の目標

飲料水は安全でおいしい水が提供できるよう施設の維持管理を徹底し、老朽管の敷設替えや水源の改良等計画的に整備していきます。

特に、老朽化の進んだ間方と大石田の２施設については早期の改良が必要となってきます。また、宮下簡易水道については今後も水量が十分に確保できるか浄水施設の能力を見極め、新たな水源の整備の必要性について検討します。

下水処理の戸別合併処理浄化槽については、ある程度普及したため、まとまった戸数の設置も難しくなりましたが、定住環境の整備のため１戸でも整備していきます。

ただし、２～３年毎に見直ししていた使用料については、平成１８年度以降改定されていないため、「上水は公共、下水は受益者」というように、維持管理費用とのバランスを考え検討していくこととします。

臭気対策については、側溝内を流れる水量の問題だけでなく、先進地の対策等を調査研究し、炭による浄化等による対策も講じていきます。

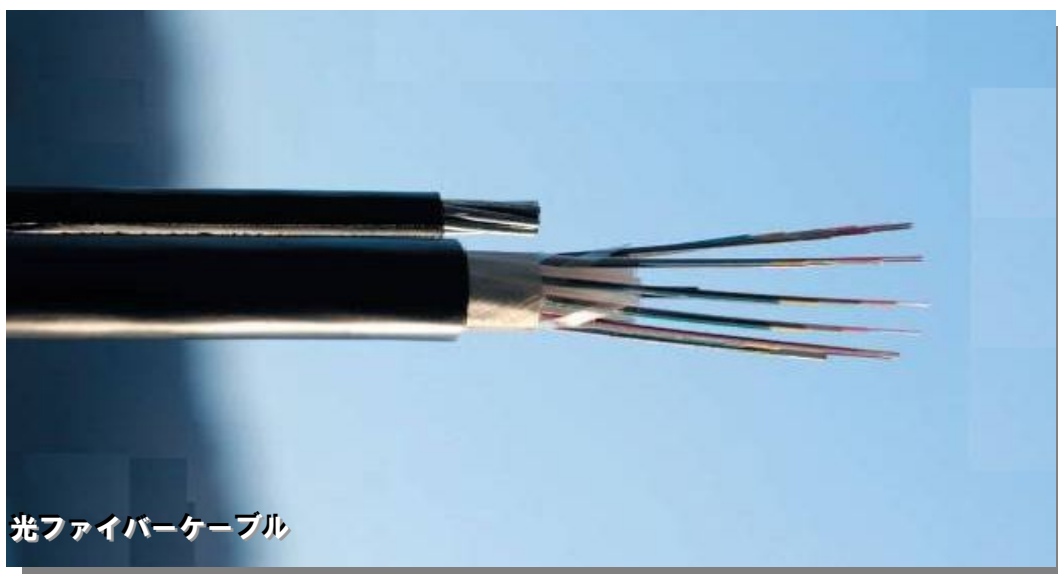
主要事業（具体的取り組み）

- 間方簡易水道改良
- 大石田簡易水道改良
- 浄化槽臭気対策
- 受益者負担の見直し

施策評価指数と目標値

項目	平成２２年度		平成２７年度
間方簡易水道施設改良	未改良	→	改良済

4. 情報化社会への対応



現状と課題

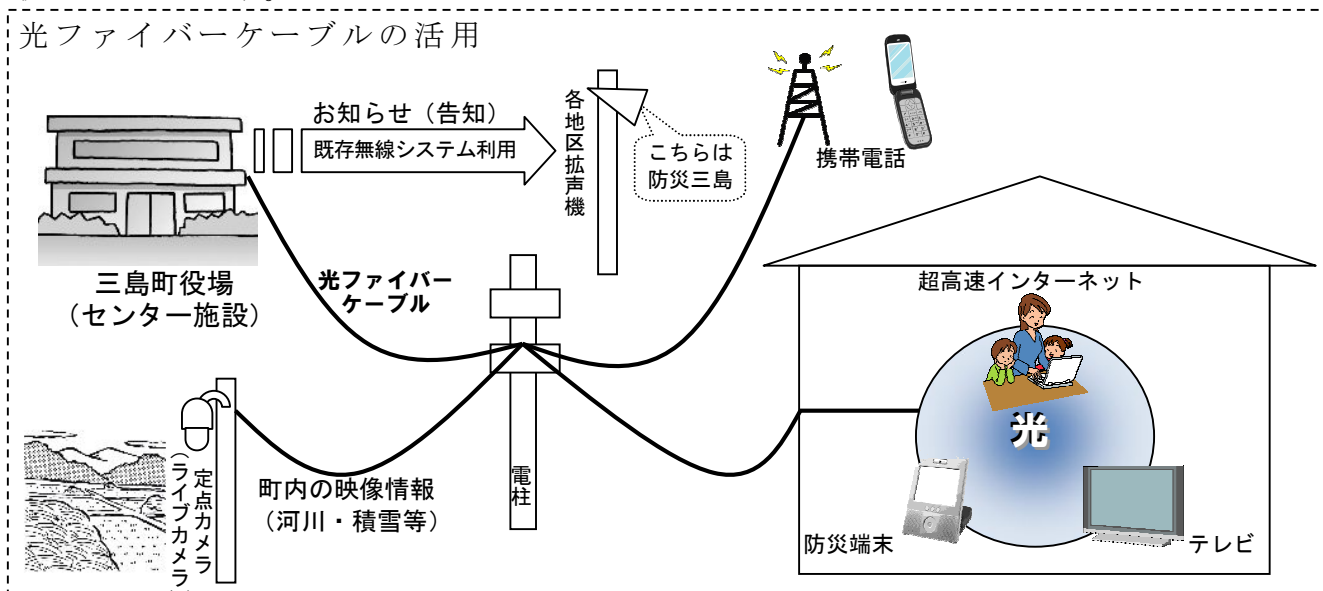
情報通信技術（ICT:Information & Communication Technology）を活用した生活環境の整備と充実については、情報伝達やコミュニティの育成並びに各産業への活用などの観点から、わが町のような山間地域ほどその効果を発揮するものです。

わが町では、平成 21 年度に光ファイバーケーブルの敷設を実施し、NTT による超高速インターネットサービスが平成 22 年 2 月より町内全域に提供開始されました。

光ファイバーケーブルの利活用については期待が大きく、これまでに放送設備（地上デジタル放送・BS の再送信、デジアナ変換による地デジ対策、自主放送）の整備を進めてきました。

また、光ファイバーケーブル敷設に伴い、携帯電話不通話エリアへの携帯電話鉄塔が設置され、日常生活の連絡手段として、また緊急時の連絡手段としても活躍しています。

一方、これらの維持管理経費や自主放送を運用する人材確保といった課題をかかえている状況になっています。



計画の目標

町内全域に整備した光ファイバーケーブルは、今後さらに活用の幅を拡げ、特にテレビ放送サービスによる自主放送（コミュニティチャンネル）や防災端末を活用した住民への迅速な情報提供と併せた双方向通信によるテレビ電話など、住民福祉サービスの充実につなげていきます。

携帯電話については、全地区で不通話エリアが解消することで、携帯電話を活用した情報の伝達などにより各種住民サービスの新たな提供も可能となり、今後さらなる活用を図ります。

町の情報を発信する手段として平成11年度に開設したホームページについては、今後より多くの情報を掲載し、町の知名度を上げイメージアップを図ることにより、定住や二地域居住の推進にもつながるような魅力あるホームページづくりに努めます。

また、通信設備である防災端末では告知のみならず、健康管理をはじめ子どもの学力向上や高齢者の見守り等への活用も今後検討を進めます。さらには、経済の活性化を目指し、雇用創出への活用を通じた働く場づくりにつながるよう、ICTの町づくりを推進していきます。

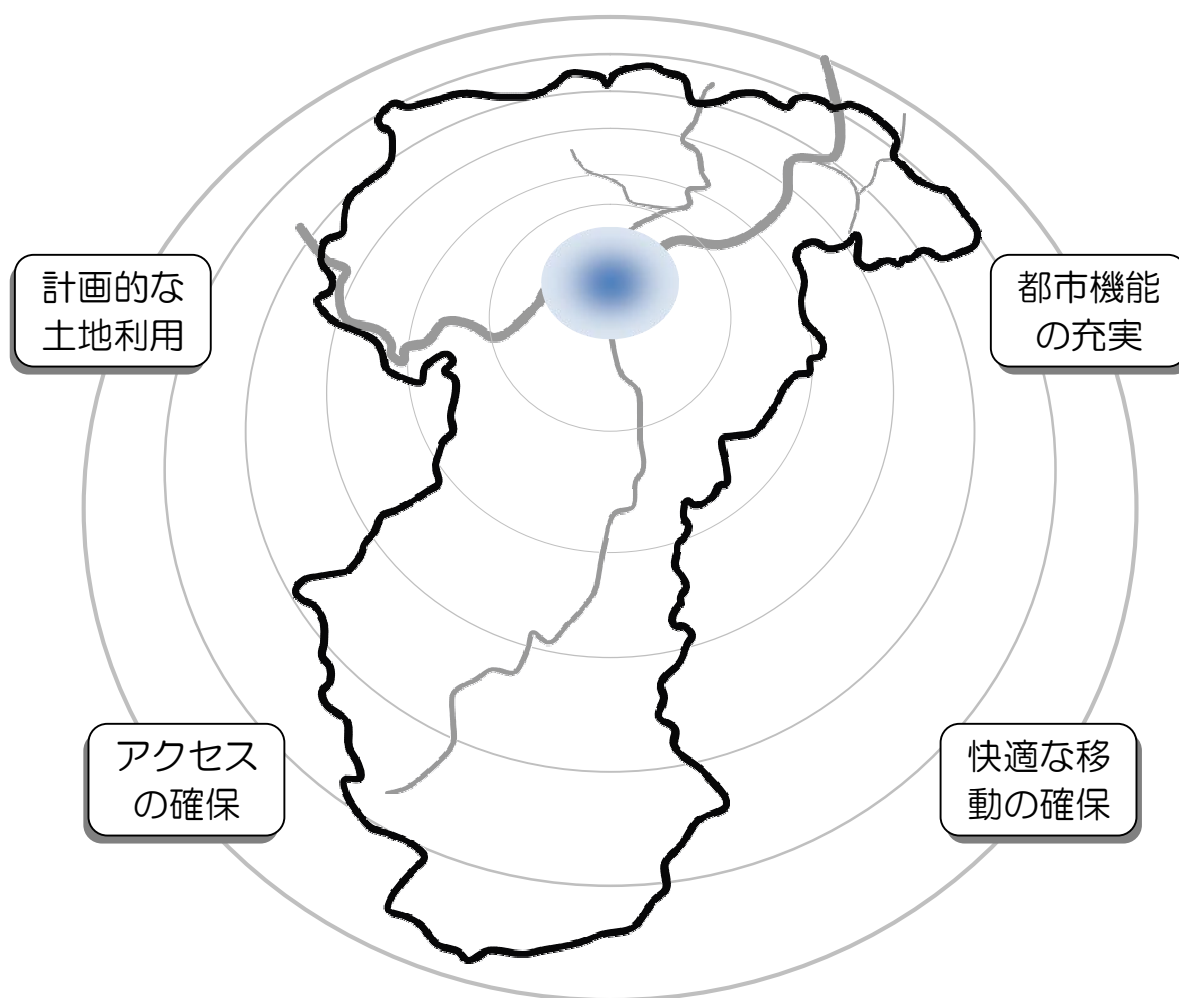
主要事業（具体的取り組み）

- 三島町テレビ放送サービスによる情報発信
 - ・自主放送（地区行事・健康づくり番組 等）の充実
 - ・住民参加による番組づくり
- IP告知を活用したコミュニティ育成並びに情報発信
 - ・テレビ電話、健康管理、買い物支援 等
- インターネットを利用した働く場の環境整備
- ICTを活用した学びの場づくり
 - ・講習会の開催
- 町ホームページの充実

施策評価指数と目標値

項目	平成22年度		平成27年度
情報化推進計画	未策定	→	策 定
テレビ放送サービス加入者	350	→	450
町ホームページのアクセス数	130／日	→	200／日

5. 中心市街地公益機能の確立



現状と課題

人口減少や少子高齢化など深刻化する状況の中、より効率的で持続可能な地域社会を構築していくことが重要となり、小規模である町の特性を活かした町づくりが求められています。

町の中心地である宮下地区は、医療機関、金融機関、小・中学校、保育所、駐在所、消防、土木事務所、役場等の公共施設が集中しています。中でも、県立宮下病院の存在は大きく、三島町のみならず近隣町村の住民の安心にもつながっています。また、店舗数は少なくなったものの町内で唯一の商店街を形成しており、高齢化に伴い町民になくてはならない存在です。

また、中心地と周辺地区との町民の大切な移動手段として、昭和51年より町営バスを運行し、町民の足として大きな役割を担っています。運営面については、民間に委託し、地域の乗車人員に合わせた小型バスの導入を行うなど経費削減を行っていますが、年々利用者が減少するなど課題も抱えており、新たな公共交通体系の整備が必要となっています。

計画の目標

わが町の中心市街地である宮下地区には、商店街をはじめ医療機関や金融機関など生活を営む上で必要となる諸機能が集約していることから、若者が住みたい町を目指します。

あわせて、周辺地区を結ぶ交通体系とアクセス道の整備により、町全体を効率的で持続可能な町づくりと高齢者も安心して暮らせる町を目指します。

また、全国的にガソリンスタンドの数が減少しており、当町でもＪＡのガソリンスタンドが廃止され、燃料の安定供給に不安が生じました。ガソリンスタンドが存続維持できるよう対策を講じます。

主要事業（具体的な取り組み）

○中心市街地の都市機能の充実

- ・医療機関、金融機関等の維持
- ・人が集う商店街づくり
（てわっさの里みやしたとの連携、ミニ公園整備）
- ・生活環境の整備充実
（融雪溝等の生活対策）
- ・計画的な土地利用と景観整備
（遊休農地の活用、住宅地整備）
- ・燃料安定供給対策
（ガソリンスタンドの存続・維持対策）

○周辺地区との連携

- ・デマンド型公共交通体系の研究
- ・国道・県道の整備促進のための要望活動の実施
- ・買い物支援等への情報通信基盤の活用検討

デマンド型とは・・・
利用者の要求・要請に
応じた運行体系。